厚生労働科学研究費補助金

地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業 ポスト国連ミレニアム開発目標における 保健関連及び その他目標の採択過程、実施 体制の目標間の関連性の研究

(H27- 地球規模- 一般-003)

平成 27 年度 研究報告書

研究代表者 村上 仁 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 国際医療協力局

平成 28 (2016)年3月

目 次

2.	研究幸	B告			- 07
	2-1	SDGs 健康関連ゴール・ターゲット達成のめの、実施体制並びにモニタリング・評価標について			
			研究代表者	村上 仁	07
	2-2	ポスト MDGs 開発アジェンダ採択まで その後の開発アジェンダ実施に向けた国 動向			
			分担研究者	池上 清子	11
(内	2-3 I外の市	SDGs 健康関連ゴールと持続可能開発に 民社会組織、及び南アジア諸国と貧民層の)視点から)		
			分担研究者	大橋 正明	19
	2-4	SDGs における持続可能な都市像の検討			28
			分担研究者	髙橋 華生子	28

1. 研究要旨、研究体制-------05

厚生労働科学研究費補助金

地球規模課保健題解決推進のための行政施策に関する研究事業 「ポスト国連ミレニアム開発目標における保健関連及び その他目標の採択過程、実施体制の目標間の関連性の研究」

H27- 地球規模- 一般-003

平成 27 年度 研究報告書

研究代表者 村上 仁

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 国際医療協力局 保健医療開発課長

平成 28 (2016) 年 3 月

1. 研究要旨、研究体制

国連ミレニアム開発目標 (MDGs) 後、ポスト 2015 年の目標設定では、MDGs の積み残し課題と持続可能な開発目標 (Sustainable Development Gaols:SDGs) を統合したアジェンダが、2015 年 9 月に "Transforming our World: the 2030 Agenda for Sustainable Development "、その理念として誰一人として取り残さない(Leave no one behind)ことを目標 として、17 の目標が設定された。その中での保健課題としては、目標3として、まとめられた。

上記を踏まえ、本研究は以下の三つの目的と、それらに対応した成果のために実施する。

ポスト MDGs 開発目標採択とその後の実施体制に向けた国際動向

研究目的2: 保健関連目標・ターゲット達成 (2030 年) へ向けた実施体制とモニタリング・評価指標をめぐる議論

を分析・報告。

ゴール3「保健」の実施体制のとりまとめ。

研究目的 3: 保健関連目標と、それ以外の新たな国際保健アジェンダの関連性を、グローバルガバナンスの視点から

分析・報告

ポスト MDGs 開発目標である持続可能な開発目標 (Sustainable Development Gaols:SDGs) は、今後のグローバルヘルスの 重要な国際枠組みとなり、その動向は、国際保健政策には不可欠なものである。本研究は、1)官民プラットフォームであ る Beyond MDGs Japan を通じた動向把握; 2)担当部局である大臣官房国際課への国際会議対応等における実務的フィ ードバックにより日本の国際発言力を高めるという二つの特色を持つ。

3年間全体の研究計画は以下の通り。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
研究目的 1	9 月の国連総会における採択まで:	左記 (採択後) +市民社会の等を	左記継続。持続可能な開発目標
	採択までの動向把握。 採択後:SDGs の実施体制報告	踏まえ、主要論点報告。	SDGs)の中での保健開発の 位置づけを中心に、総括報告。
	保健関連目標の実施体制の 把握・調査	左記 + モニタリング・評価指標の 議論を把握・調査	
	持続可能な開発アジェンダ展開の 官民動向を分析・報告	左記 + 保健関連とそれ以外の 開発目標の具体的関連を分析	

【研究の目的】

国連ミレニアム開発目標 (MDGs) 後、ポスト 2015 年の目標設定では、2012 年の国連持続 可能な開発会議(リオ + 20)で浮上した持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)1 が、翌年国連総会設立のオープン・ワーキンググループ(OWG)に引き継がれ提案された。MDGs の積み残し課題(ポスト MDGs)と SDGs を統合した「ポスト 2015 年開発アジェンダ」が、 2015 年 9 月の国連総会で採択予定である。2014 年 12 月の国連事務総長による「統合報告 書」(アドバンス版)2 は、SDGs の 17 目標を踏襲。うち保健関連目標は、ゴール 3「全て の年齢における健康的生活と福祉」1つである。

上記を踏まえ、本研究は以下の3つの目的で実施する:

- (1)ポスト 2015 年開発目標採択と、その後の目標実現に向けた国際動向を把握・報告;
- (2)保健関連目標・ターゲット達成(2030年まで)に向けた実施体制と、モニタリング・評価指標をめぐ る議論を分析・報告。WHO 執行理事会、世界保健総会などにおける要対応事項に関し、対応 を提案;
- (3)保健関連目標(ゴール3)と、それ以外の新たな国際アジェンダを反映した目標(例: ゴール 10「国内・国家間の不平等削減」、ゴール 11「包摂的、安全、リジリエントで 持続可能な都市・居住区」等)の関連性を、グローバルガバナンスの視点から分析・報 告。

【必要性】

ポスト 2015 年開発目標は、今後の国際開発、グローバルヘルスの重要な国際枠組みになる ため、現時点(2015年1月)から9月の国連総会までを含む、タイムリーな国際動向把握が不可欠で ある。現状で最有力な枠組みである SDGs は、保健目標だけでも 13 のターゲットを含み、モニタリ ング・評価は大きな技術的課題となり得、開発目標採択後も、その動向把握は、国際保健政策 にとり不可欠である。

【特色・独創的な点】

第 1 点は、国立国際医療研究センター (NCGM) と大学、NGO の協調を基軸としながら、 より広い官民連携プラットフォームである Beyond MDGs Japan を通じ、ポスト 2015 年開 発アジェンダ動向を把握していく点、第2点は、単に学術的発信に終わらず、本研究の担当 部局である大臣官房国際課に、WHO 執行理事会、世界保健総会等の関連議題等における実務 的フィードバックにより日本の国際発言力を高める点である。

(1)ポスト 2015 年開発目標採択と、その後の目標実現に向けた国際動向を把握・報告:研 究開始時点 (2015 年 4 月) から 9 月の国連総会での採択までの動向を把握し、主要論 点を報告。採択後は、SDGs 全体の実現に向けた国連内外の実施体制に留意し、主要論 点を報告。

- (2)保健関連目標・ターゲット達成(2030年まで)に向けた実施体制と、モニタリング・評価皆標をめぐ る議論を分析・報告:ゴール3「全ての年齢における健康的生活と福祉」の実施体制につき、 国連機関等(特に WHO)の動きに留意し、取りまとめ報告。WHO 執行理事会、世界保 健総会などでポスト 2015 年開発目標関連議題が出た場合、関連情報を提供し、必要に じてコメント出し(NCGM 国際医療協力局から、厚生労働省国際課への通常ルートにて 実施を想定。)
- (3)保健関連目標と、それ以外の新たな国際アジェンダを反映した目標の関連性を、グローバ ルガバナンスの視点から分析・報告: Beyond MDG Japan の多セクター視点を活用し、保 健関連目標と、ゴール 10「国内・国家間の不平等削減」、ゴール 11「包摂的、安全、リジ リエントで持続可能な都市・居住区」等、SDGs の支柱である持続可能な開発アジェンダ との接点を包括的にとらえる。

1. 研究報告

2-1.

SDGs 健康関連ゴール・ターゲット達成のための、実施体制並びにモニタリング・評価指標について

村上仁

【背景】

Beyond MDGs Japan について

2012 年になると、ミレニアム開発目標の目標年次の 2015 年を間近に控え、2015 年以降(ポスト MDGs、) 何を世界の政策としてすすめていくべきかについて、世界 中で意見が交わされるようになった。この機会に、2013 年に国立国際医療研究センターにおいて「ポスト MDGs」 に関してのフォーラムが開催された。全体のコンセプトに 関しては、有意義な意見が出されていたが、具体的な内容に関しては十分と言えなかった、日本国際保健医療学会、国際開発学会、国立国際医療研究センターらの参加者による事前 の打ち合わせおよび実施後の話し合いの中で、ポスト

MDGs の具体的な内容を詰めていくためにも、何らかのア クションを日本の中でも起こしていくべきとの提案が出 され、ひとつとして、2015 年度以降の世界の目標に関しての 検討等を行うために「Beyond 2015」日本版を立ち上げる ことが提案された。日本国内では、いまだに、この件に関して、関心を持っている人は必ずしも多くなく、国内の様々な人々を 集める必要が迫られている。このような背景の中、

8月に「Beyond 2015 日本版: Beyond MDGs Japan」を立ち上げられた。ホームページ上、期間限定(開設から1年程度)で、日本においてこの問題に興味のある皆様から、 参加型で意見を集約して、日本国政府(特に、外務省)に 提言し、ひいては最終的に日本からの意見として国連を中心 に策定される Post-MDGs 課題に入れることを目的として 1 ります。参加団体は、「動く→動かす(GCAP JAPAN」) 国際開発学会 社会連携委員会」、「特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター(JANIC)、「独立行政法人 国立国際医療研究センター(NCGM)、「独立行政法人 国際協力機構(JICA)、「日本国際保健医療学会(jaih)、の6団体ではじめられたが、2015 年 9 月には、「一般社団法人 環境パートナーシップ会議(EPC)、「障 割野NGO 連絡会

(JANNET)、「特定非営利活動法人(認定 NPO 法人)障害 日本会議 (DPI)の9 団体となった。 者インターナショナル

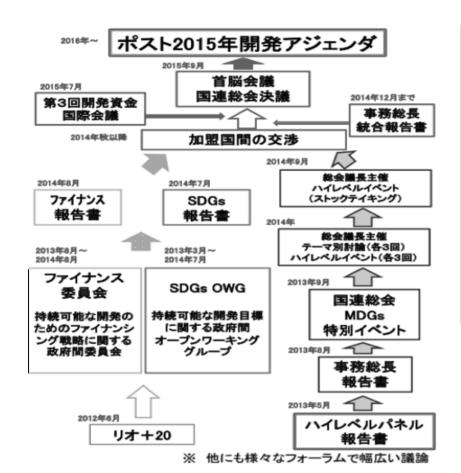
Beyond MDGs Japan では、2015 年 3 月までに、次のよ うな活動を行った。

- 当初の予定通り、10 月の IMF 世界銀行年次総会前 に外務省に意見(結論ではなく)を提示する?
- 「日本政府にかなりきっちりした提言を出す」からには、 「集めた」「言った」だけではあまり意味が無いのでは提言"というからには、"市民団体"として"国"に"変化"を生み出せるようなものにしたい。 "全体の枠組み"というよりは、"個別な意見"を出すこ
- とが目的。
- より広い市民社会からの付加価値の高い意見を集め
- るという意味で Beyond MDGs JAPAN の価値がある。 "提言"することで、政府に反応を促すという目的と共に、 一般の人 / 社会に働きかけ MDGs の認知度を上げる という目的もある。
- 国⇔市民社会という対立関係の前提無く、包括的に MDGs を捉えた上で、普通に自然体で市民社会の意見を伝える"場"、声を上げる"機会"を提供するプラッ トフォーム的役割を担う
- 本研究班では、研究成果の進捗報告および情報の共有 を目的に Beyonda MDGs Japan の運営委員会時に協議 を行ってきた(計8回)。研究の成果を関連会議、 勉強会、シンポジウム、学会などの場を利用して多くの 人へ情報提供を持ちず、HORE は、社会問題のすべて を網羅する、多様なゴールの集大成。セクター、国家主体、行政レベルを超え、様々な共働を実現しながら、transformative なアジェンダにしていくことが求められている。国連事務総長のもとで SDGs 全体の調整を行ってきたアミーナ・モハメドッサのとインタビュ ーでは、① SDGs の目標やターゲットが多いため、ステー クホールダー(関係者)の数が多くなること、②各国レベルでも、グローバルレベルでも、調整の機能が重要となること、③実施は、各国レベルに任されることもあり各国でどのように実行されるかが最重要課題であ ること、

 ③ SDGs が開発途上国のみならず先進国にも 直接的に関係する枠組みであること、であった。

【研究結果】

の SDGs 策定プロセス



概要

- ポスト MDGs の開発ア ジェンダと、リオ+ 20 を 引き継いだ環境アジェンダ のハイブリッド OWG というオープンフォ
- ラムによるアジェン ダ設定
 - → 17 のゴールと 169 のター
- ゲット(選択と集中の欠如) コロンビア、グアテマラ等中 南米中進国が、OWGs ならびに採択文書に至る政府間 協議の議論をリード

② SDGs に反映された価値観

- 包括的パートナーシップによる変革: セクター、国家主 体、行政レベルを超え、様々な共働を実現しながら、 transformative なアジェンダに。
- 開発観の転換:先進国から途上国への ODA に頼り、「世界総 先進国化」するという開発観から、ユニバーサルなパートナーシップへ・・・先進国も「進捗」を評価される。
- 持続可能な開発資金: ODA 資金は引き続き重要である も、途上国の内部資金の活用を強調(モンテレイ合意 以来の開発資金会合の流れを反映。)
- ユニバーサリティー「誰も取り残さない」: 不平等是正へ のコミットメントの反映である一方、実務的な定義に ついてはコンセンサスを見ていない。
- 包摂性(インクルーシブネス)参加型でみんなが決めた みんなのゴールというアピール。障害者等を排除しな い社会を目指すという方向性。
- ガバナンスと SDGs: 国家主権の限界が広く認識される 中「SDGs 実施は官民連携で」が主流意見。
- 企業の参加が必要。CSR(企業の社会責任)にとどま

らず、企業のコアビジネスに SDGs を織り込む。

- 市民社会の参加が必要。
- データ革命と SDGs: SDGs 実施のモニタリングと評 価に ICT やデータ革命が必要なだけでなく、ICT が教育へのアクセスなど開発のブレイクスルーをもた らすことへの期待大。

③国連サミット (ニューヨーク) での UHC を巡る議論

- 9月 28日の日本政府・グローバルヘルス共同保健イベント: WHO のチャン事務局長「UHC は公衆衛生の最も強力な概念で、社会団結と安定に寄与し、サービ
- スを包括的に提供することを可能にする」 44 か国 267 名の経済学者が、ランセット誌に「UHC は経済的に合理的」との声明を発表
- UHC は SDGs の保健ゴールに関連したターゲットの 中で、最も社会的に transformative かつシンボリック なものであることは間違いない。
- (技術論)世銀の UHC 調査報告書 24 の途上国の UHC 政策実施のレビュー:
 - 途上国の UHC に向けた取り組みは、斬新的(イ

- ンクレメンタル)に実施している例が多い。初め から、完璧なシステムを政策的に描いている事例 は少ない。
- 途上国が直面する主要な政策選択肢 (主に財政側 面としては「ボトムアップかトップダウンか」「給側、 面 としては「ホトムアッフかトッフタワンか」(器側、需要側、どちらを変革するか」「貧困でないインフォーマルセクターをどうするか」「単一基金内での再分配か、基金間の再分配か」「次にどのサービスを(保険などで)カバーするか」「民間セクターを公的サービスの補完者と位置づけるか、競合と位置づけるか」など。
- 「日本の国民皆保険制度の展開」では、途上国の 広範な政策決定支援には応じられず、皆保険構築・維 持にかかる政策決定とその影響を丁寧に検証するこ 他の OECD 各国との協力などが不可欠と思料。
- SDGs 時代に、NCD 対策は非常に幅広いマルチセクターの取り組みでありうる。例えば、教育、食料(農業、貿易セクターと関連、)貧困、気候変動、移民・難民等とNCDs の取り組みの協調など。
- 「NCD は保健問題か社会問題か」議論:
 - NCD は社会構造により特定の人口に引き起こされるという視点から、職域での対策、弁護士の巻き 込み(食品輸入や販売などの法制面での協力を得る)なども幅広く議論された。
 - 他方、NCD 対策では、社会的決定要因への取り組みや一次予防のみならず、治療やスクリーニングも不可欠であり、「NCD は保健問題でなく社会問題」 と言い切ることには、反対の声も強かった。
- 「NCD 対策を新たな縦割り事業にするな」議論:
 - ケニア保健省関係者;「MDGs 時代の開発事業は、問題にお金を投げつけるような形態で、現地の市民社会を巻き込まない閉鎖的な事業で、国連の関 連機関間の協調もなかった」と縦割り化に懸念を 表明。
 - 縦割り分断(いわゆるサイロ化)の懸念につき、1) NCD 対策全体が保健セクター内でサイロ化する 懸念、2)NCD 内でも、糖尿病、がん、心血管疾患などなどがそれぞれサイロ化する懸念が共有さ れた。
 - 議論の基調としては、このような分断化は避ける べきとの声が主流。
 - 一方で、長期服薬を可能にした HIV などの既存(縦割 り)事業から学ぶべきとの声も一部にあり。

④既存保健事業の今後—生殖、母性、新生児、小児保健 (RMNCH)

Every Women Every Child (EWEC) は、国連の多くの機関にまたがっている RMNCH アジェンダのアン

- ラアジェンダとして、国連事務総長(バン・ギムン氏)のもと、2011年に発足。同年、グローバル戦略も策定し、今回の SDGs 発足時
- に改訂。
- その一つの目玉が2015年のMDGs完結に向け、RMNCHの進捗モニタリングをしっかり行う体制の確立で、そのために Commission of Information and Accountability (COIA) と、その独立 専門家グループ

iERG が設立された。

- 3 つのモニタリング枠組みが並立(協調不足な側面も)
 - COIA/iERG:主にグローバル進捗にフォーカス
 - Countdown 2015 (Lancet 編集長等が主催) 国別ケ -ススタディにフォーカス
 - PMNCH (MNCG パートナーシップ)によるモ ニタリング
- EWEC の今後の課題:
 - RMNCH の財政メカニズムとして世銀を中心に 発足したGlobal Financing Facility (GFF) と EWEC の関係性が未だ明示的でない。
 - 2011 年から発足したモニタリング・アカウンタ ビリティの枠組みが、SDGs 採択後どうなるのか、 明言がなく、調整が続いていると思われる。

【SDGs における保健アジェンダ:スコープと実施体制】

(1) SDGs の特性と保健アジェンダの位置づけ:

SDGs は、社会問題のすべてを網羅する、多様なゴールの集大成。セクター、国家主体、行政レベルを超え、様々な共 働を実現しながら、SDGs を transformative なアジェンダに していくことが求められている。その中で、保健ゴールにつ いても、他のゴール(貧困、飢餓、教育、ジェンダー平等、水と衛生、エネルギー、雇用、インフラ・産業・イノベーション、格差是正、都市、気候、環境、平和・司法等) との関連の中で位置づけていくことが求められる。

(2) UHC (ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ)

(2) UHC (ユニハーサル・ヘルス・カハレッシ) 9月28日の日本政府・グローバルヘルス共同保健イベントで、WHOのチャン事務局長は、「UHC は公衆衛生の最も強力な概念で、社会団結と安定に寄与し、サービスを統合し、プライマリ・ヘルスケアに基づいて包括的に提供することを可能にする」と述べた。44 か国267名の経済学者がUHC は経済的に合理的」との声明を発表。UHC は SDGsの保健ゴールに関連したアジェンダの中で、最も transformative かつシンボリックなものであることは間違いない。

(3)新しい保健事業の展開―非感染症(生活習慣病)対策: SDGs 時代に、生活習慣成績は、非常に幅広い多セクター間の取り組みになりうると認識されている。例えば、保健セクター と教育、食料(農業、貿易セクターと関連)貧困、

気候変動、移民・難民等のセクター間の取り組みの協調など。生活習慣病は保健だけの課題でなく社会の課題という認識は一面で正しく、健康の社会的決定要因、喫煙対策など一次予防は進めなければならないが、他方、治療やスクリーニングも不可欠であり、保健セクター内部でのがっちりした事業設計も不可欠。

(4)既存保健事業の今後—生殖、母性、新生児、小児保健 (RMNCH)領域にみる SDGs 実施体制とモニタリング枠組 み:

国連の多くの機関にまたがっている RMNCH アジェンダのアンプレラアジェンダとして国連事務総長が主管する Every Woman Every Child (EWEC) が 2011 年 に 発 足 。 2015 年の MDGs 完結に向け、RMNCH の進捗モニタリングをしっかり行う体制を確立することで、そのために COIA

(情報とアカウンタビリティ委員会とその下部組織である

iERG(独立専門家レビューグループ)が設立された。SDGs

採択を期に、グローバル戦略の改訂を実施したが、ポスト 2015 年の実施・モニタリング体制には不確定な部分も多い。

(5)結論

上記のように、保健セクターでは、UHC が社会変革的アジェンダとして出され、生活習慣病対策など、新規分野で多セクター的な展開が模索されている。一方、RMNCH のように、既存事業がポスト 2015 年に継続実施される部分も多い。今後、SDGs が提示する開発パラダイムの転換を、どのように保健セクター全体に反映するのか、議論の余地は大いにあると思われる。

【発表業績】

(1)第30回日本国際保健医療学会学術大会シンポジウムの内容「持続可能な開発目標 (SDGs)を考える—保健と環の視点から—」を日本国際保健医療学会誌に投稿中。

(2) 学会等での報告

	テーマ	月日	研究者/協力者	参加者数
1	UHC (Universal Health Coverage)	6/17	村上	48 名
2	人口及び雇用問題	7/10	池上	42 名
3	国連総会報告会	10/24	村上	58 名
4	持続可能な開発目標(SDGs)を考える (日本国際保健医療学会) シンポジウム	11/21	池上、仲佐、岡田	約 120 名
5	資金調達 パネルディスカッション (国際開発学会)	11/29	大橋、仲佐	20 名
6	日本と世界の変革へ向けて 環境省の研究 S11 との合同シンポジウム	1/15	仲佐、岡田	約 250 名

2-1. SDGs 健康関連ゴール・ターゲット達成のための、実施体制並びにモニタリング・評価指標について

ポストMDGs 開発アジェンダ採択までとその後の開発アジェンダ実施に向けた国際動向

分担研究者:池上 清子

期間: 平成 27 年 9 月 7 日~平成 27 年 9 月 13 日 (7 日間)

ニューヨーク国連本部、国連開発計画(UNDP、) ユニセフ、国連環境計画(UNEP、) 日本政府代表部、ILO、国連グローバル・コンパクト、国際 NGO Oxfam International 研究訪問先:

【目的】

SDGs に関して、国連総会前に、主な国連機関の職員などと情報交換を行うことにより、SDGs の提案内容、および、 その後の決定プロセスの動きを明らかにすること。

【成果】

日本大使、アミーナ・モハメッド国連事務総長特別顧問 UNEP NY 所長や SDGs 担当者に SDGs 策定プロセスなら びに課題を聞くだけではなく、その後現在につながる動向まで聞く事が出来た。SDGs のインディケーターは現在策定中。インディケーターの策定はコロンビア大学地球研究所所長で あるジェフリー・サックス教授が率いる SDSN・持続可能な 開発ソリューション・ネットワークを中心に策定されるので はないか、とのこと。

【各取り組み及び助言要約】

* 2015 年 9 月 NY 訪問時点。更新されている可能性有。

《日本政府代表部》

9 月の国連サミットで承認された SDGs を今後、国内で どのように対応するかが問われる。SDGs は 179 のインディケーターがあるが、実際は「チェリー・ピッキング」のよ うに各国が得意な項目から対応をするのではないかと予測 もされる。MDGs と SDGs の違いは、MDGs は開発途上国 のための指標だったが、SDGs は日本も含め先進国も対象と なり、今後世界へ報告が求められる。例えば貧困解消や雇用 問題等。この分野の国内主導機関は、厚生労働省になるので はないか。

《アミーナ・モハメッド国連事務総長特別顧問》

「誰も置き去りにしない (No one is left behind) この スローガンで 9 月の国連サミットに向けリーダーシップを取っている。ジェンダー教育問題が問われているが、この対策は女子だけではなく、男子も重要である。K 国レベルの実施が重要となる。その際、調整が課題。

《UNDP》

IT を駆使したヒアリング、一般への SDGs 認知度広報活 動として、人気のある映画関係者や若者に人気のあるア ティストを活用し、親しみやすい映像を作成。政府リーダーは選挙があるため短期的な視点での活動になりがちで SDGs を周知 し実行する本質的な効果は現実的にはそれほど期待でき ないため、より広く多くの世界市民に SDGs の重要性を訴えるため、ローマ教皇など宗教・精神的リーダーに

SDGs 周知の協力を要請。

《UNEP》

グリーン経済を推進し、世界の生態系を保護し、気候変動 の影響を縮小することを目指している。アディスアベバ資金 調達会議など、経済的なアプローチを行っている。次世代、 若者向けのプロジェクトも実施。

《UNICEF》

ユニセフでは、World's Largest Lesson という教員向けガイドをインターネットにて配布中。ROI アプローチとして、 POST2015 Copenhagen Consensus Research on SDGs が ある。

(ILO)

SDGs 目標 8 の雇用問題に関しては、各国中央銀行の力 量が問われる。「起業家」というあり方も世間では話題になってい るが、実際、起業家として活躍できるのは、サッカーの選手と同じ低い割合。 サステナビリティと世界人口激増のバ ランスを取る Green Job については、ILO での議論はこ れから、とのこと。

《国連グローバル・コンパクト》

国連グローバル・コンパクト、グローバル・レポーティング・イニシアチブ、wbcsd 連携し、ビジネス・セクターでのポスト 2015 世界プロジェクト「SDGs Compass」の各 国での実施。

《国際 NGO Oxfam International》

市民、NGO 側の SDGs の策定プロセスに関する評価として、MDGs 策定時と比べ SDGs は関心ある市民がプロセスに参画しやすくなった。透明性が強化されたプロセス。日本国内の市民が、自分たちの様々な苦しい現状を SDGs の各目標に紐づけて声を上げて行くことも求められている。今後グローバルでの市民活動は CIVICUS で検討中。他、日本国内の NGO 市民社会の活動として、2015 年 10 月 7 日(水)会場は参議院議員会館にて、中学生(文部科学省の「グローバルシティズンシップ科」研究指定校である上尾市立ク東学校)を招いて、グローバル市民社会とネットワークを持つ「動く→動かす」が主催、中学生と武見敬三参議院議員と SDGs 広りの交えた複数の超党派の多様な国会議員と SDGs 広りめ交えた複数の超党派の多様な国会議員と SDGs が終わる 2030 年に 30 歳になる「MDGs/SDGs 世代」の中学生たち 15 人が、SDGs に深く関わる外務省の国党で表と「15 年後の世界と日本がどうなっていてほしいのか」について語り合う企画。

【その他訪問後の印象およびコメント】

ハイレベルとSDGs 政策実務担当者の両方にインタビューを実施した中で、UNDP、UNICEF など SDGs 政策実務担当者が若手(30歳~30代前半ほど)ながら、数年前からプロジェクト・スターティングメンバーとして責任ある仕事に就き、アクティブに働いていることに刺激を受けた。国連の仕事も、IT を活用した世界の Voice の収集とビッグデータ分析等、時代のトレンドに乗った仕事をしていた。この貴重な研究機会に、お声がけ頂いた日本大学大学院池上高子教授に心から感謝申し上げ、本報告が SDGs 促進ならびに世界の多くの人々や生き物の現状を好転に導くことに微力ながら貢献できたら本望である。

期間: 平成 28 年 1 月 6 日~平成 27 年 1 月 14 日 (9 日間)

研究訪問先: ケニア(ケニヤッタ大学、JICA 事務所、保健省、ザンビア(ザンビア大学、ルサカ大学、UNDP 事務所、

保健大臣、JICA 事務所(所長、保健担当者)日本大使館(大使、)PPAZ、市民社会の2団体(キリスト教系

O NGO)

【目的】

SDGs に関して、ケニアおよびザンビアで、開始直後の実施状況やプロセスを明らかにすること。

【成果】

保健大臣や局長レベルの政策担当者や SDGs 担当者に SDGs 実施状況やプロセスならびに課題を聞く事が出来た。ケニアは一言でいうと、2015 年春から準備を進めてきたがステークホールダーの参加度は、限定的であるという印象である。ザンビアの保健分野では、3.8 に出てくるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を傘にして、その下にさまざまな保健医療の取り組みを入れ込む形をとることがわかった。しかし、資金的な裏付けがないことが判明した。ジェンダーに関しても課題は山積している。

詳しい内容は資料 1(題目は SDGs(持続可能な開発目標) 実施に向けたバングラデッシュとザンビアの取り組みと課題。) なお、バングラデッシュの研究は 別の資金による研究。

資料 1:

SDG s (持続可能な開発目標)実施に向けたバングラデッシュとザンビアの取り組みと課題

池上 清子

潘基文国連事務総長は、2015 年 7 月、「ミレニアム開発目標報告書(The Millennium Development Goals Report)2015」を発表した。これは 2000 年に合意され、2015 年までに貧困を半減することなどを目標に掲げた MDGs を最終的に評価するものだ。この報告書によると、1 日あたり1.25 ドル以下で暮らす極度の貧困人口は基準年(1990 年)の19億 2600 万人から8億 3600 万人へと減り「極度の貧困を半減する」と15目標は事式された。基準年(2000 年)の83%から91%へと向上した初等教育における就学率や、安全な飲水の確保など、過去15年間で大きな改善が見られた。21億人の衛生環境が改善し、途上国のスラム街で暮られた。21億人の衛生環境が改善し、途上国のスラム街で暮らす人口の割合も減少した。一方で、5歳未満の子どもや妊産婦の死亡率の削減は基準年よりは改善したが、目標の水準に遠く及ばず、女性の地位向上は限定的で依然として大きなジェンダー間の格差が残された。また、二酸化炭素の排出よる気候変動が持続的開発を妨げているとの指摘もなされた。

1.持続可能な開発目標(SDGs)とは

新アジェンダである持続可能な開発目標(SDGs)はミレニアム開発目標を基礎として、ミレニアム開発目標が達成できなかったもの、とりわけ最も脆弱な部分に取り組むことにより、これを完遂することを目指すに留まらず、さらに幅広く新たな目標(持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals, SDGs)として採択されたものである。SDGs は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(2030 アジェンダ)の 5 項目の一つである。SDGs 合意までのアジェンダ)の 5 項目の一つである。SDGs 合意はでのアジェンダ(2015 年 9 月にニューヨークで開催された「持続可能な開発に関するサミット」で採択された 20、17 目標に関しては表 1 を参照)

表 1: 持続可能な開発目標

20	3 135 G-17 3 7 G-17 13.
目標 1.	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2.	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現
	し、持続可能な農業を促進する
目標 3.	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保
	し、福祉を促進する
目標 4.	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を
	提供し生涯学習の機会を促進する
目標 5.	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の
	能力強化を行う
目標 6.	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な
	管理を確保する
目標 7.	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近
	代的エネルギーへのアクセスを確保する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の 完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい
目標 8. 	雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持 続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進
目標 9.	を図る
目標 10.	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11.	包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能
	な都市及び人間居住を実現する
目標 12.	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13.	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を
	講じ *
目標 14.	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、
	持続可能な形で利用する
目標 15.	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持 続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに出
口信 13.	地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻
	止する
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進
日煙 16	持続可能な開発のだめの平和で包摂的な社会を促進 し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あら
目標 16.	し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あら ゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂
目標 16.	対続り能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 16.	し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂 的な制度を構築する
目標 16.	し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂 的な制度を構築する 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グロー
目標 17.	し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂 的な制度を構築する

^{*} 国連気候変動枠組条約(UNFCCC)が、気候変動への世界的対応 について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると 認 識している。

出典:外務省の仮訳

この SDGs には5つの特色があると思われる。

- ◎ 理念として、社会を構成する「だれもが取り残されない Eぶとして、社会を構成する「たれもか取り残されない (Leave No One Behind)³⁾ や「われわれの社会を変 革する (Transforming Our World)」⁴⁾ことを挙げたう えで、国際社会の関連するほぼ全ての課題を網羅して
- 開発目標という名前ではあるが、開発途上国のみならず、 先進国も SDGs にかなりの度合で関与する。なぜならば、 先進国にも格差が拡大していて、貧困人口が増大してい ることが背景にあるという認識が共有されたからだろう。 日本にも適用される SDGs であるため、日本国内でどの
- ように実施に向けた体制を整えるのかが問われている。 17 目標、169 ターゲット(項目)と幅が広く総花的である。従って、SDGs を具体的に実施するためには大き な負担が想定される。そこで、例えばバングラデッシュでは、 自国に適用すべき優先順位の高いターゲットを選択し、 | 国国に週用9へを優先順位の局にタークットを選択してスマートターゲット」として絞り込む動きがある。同時に、幅広い内容に対応するためには、関係者(ステークホルダー)も多岐にわたり、その調整力が問われることになる。また、社会のステークホールダーとして、企業の役割が大きいと期待されている。さらに、各国が推 進する国家開発計画との整合性にも配慮する必要があ
- 大きくは、開発(社会開発と経済開発)と環境の2本 柱から構成されている。環境分野には「気候変動枠組み条約」「生物多様性条約」などの条約が多く存在しているた め、法的拘束力の問題が懸念されたが、SDGs は MDGs と同様、政治的なコミットメントとして採択さ れている。これは、拘束力が弱い国際規範の方が、長期 にわたり政府の政策を変える力を持ってきた MDGs の経験に基づいている。
- MDGs が社会開発に焦点を絞ったのに比べて、SDGs は、経済発展、雇用、エネルギー、環境保全などを含ん でいる。環境保全が配慮されない社会における開発は 持続可能ではないという考えに基づいている。また、社会開発の場合、その開発の成果が捉えにくいという点を踏まえ て、経済成長を基本とした開発に揺り戻しがあったとも 言えよう。
- *目標の達成度を測る指標は 2016 年 3 月に最終決定され

ジェンダーに関連する目標は5番目であり、性暴力など を含む包括的な内容となっている。前文にもグローバルなスローガンとしての記述 5 がある。

また、性と生殖ご對する健康・権利(SRH/R)は、気候変動、平和 かつ包含的な社会、法の支配、そして包括的な公的機関のテーマと並んで、事前の会合では、合意形成に関して 対立があったことも事実である。女性の健康(特に性と生殖に関する健康と権利)に関しては、国際会議のたびに対立構造を伴う議題であることが改めて示されたが、最終版には 2 か所(SDG3 および SDG5)に言及されている。

2. 実施に向けての現状と課題

2016 年から 2030 年までの期限付きの政治的な目標であ る SDGs は、2016 年からの実施に、目を向ける必要がある。 そこで、MDGs の優等生とも言われるバングラデシュでは、 以下の取り組みが検討されている。。

- 第7次5か年計画と SDGs の整合性。整合性が一番 重要
- 重く 169 のターゲットから 20 くらいの smart target を 選択して、優先度を決めていく
- データの信頼性を上げていくこと
- iv) 南の国同士の連携促進と情報交換
- v) 市民社会や企業の関与と保障する
- vi) 基本原則は、参加、透明性、整合性など
- vii)実施を担保するために、Platform を策定 (民間主導か 政府主導かは未定)

最も重要な点は、第7次国家開発計画(5か年計画がちょうど 2016 年から始まるのに合わせて、SDGs の取り組みに対応 して、整合性を持たせながら、調整を行うことを想定していることである。そのためには、何らかの調整機関としての っここでの。。ていためには、何らかの調整機関としての Platform を提言していることである。調整が可能な機関とす るために、首相に直属する Platform を置くことを提案してい る。現実的には、計画省が窓口になるのではないかと思われ る。が、仮に首相直属または首相府に調整機能を持たせるとすれば、計画省よりもかなり調整は進むと考えられる。このよ うに、国別のSDGs 対応が異なることも、

MDGs とは大きく違う点である。バングラデシュの経験は、 日本版 SDGs を策定する際には大いに参考にするべき点を 含んでいる。

次に、SDGs 目標の一つであり、MDGs でも期待された ほどの成果が見られなかったジェンダーの課題に焦点を当 てて、女性の社会進出を支えた女子教育の効果を考察する。

バングラデシュの街中では、一昔前では考えられなかった ことがおきている。女性が道を歩いている。しかも、女性 2 -ことがおきている。女性か迫を歩いている。しかも、女性 2 -3 人のグループもあれば、男女のカップルもいる。ミレニアム開発目標 (MDGs)では、3 番目の目標 (ジェンダーの平等の推進)として、ジェンダーの課題が開発枠組みの中で取り上げられているが、バングラデシュではどのように女性の社会参加が進んできたのだろうか。 筆者が 1980 年代後半、バングラデシュを訪問したころは、滞在が 1 週間を超えると気が滅入ってきたものだった。

話をした概ね全ての人(政府機関や市民組織の職員・役員、市場やお店などあらゆる場面で話をする人という意味)が男性だからではないかと気がついたのは、何回目かのバングラデシュ滞在時だった。もちろん、村での家庭訪問の際、女性が中庭で家事をしているときに話を聞いたりはしたが、家の中だけが女性との接点だった。1990年代には、銀行やホテルで上流階級の若い女性が海外で教育を受けたあと、事務職員として働く姿は見られるようになった。2000年代には、紡績工場に通う10代の女性たち(地方出身の、女工

哀史の世界と同じ女性たちが 10 人 - 20 人と列を組んで、寮から工場に通う姿見かけるようになった。そして、今回の訪問では、カップルが 2 人で並んで歩く姿や、女性が一人でリキシャや乗り合いバスに乗って移動しているのを見ると、隔世の感がある。

「女性が社会に進出できるようになった背景は?」の問いについて、関係者 7 は共通して以下のような点を示唆している。

- 教育が行き渡るようになり、女性自身がさまざまな意思 決定をすることが可能となった。バングラデシュの初等、 中等教育における男女差はほとんどなく、中等教育まで は女性の就学率のほうが男性より高いというデータが ある。一方、高等教育は男性が多い。しかし、女子教育 推進のため、初等教育から高等教育(公立の場合までの 授業等) 制限と教科書は無料となっている。
 - 授業料、制服と教科書は無料となっている。

 * * * ここで、しっかりと気をつけて統計を見る必要があるのは、就学率だけをみていたのでは、本来の男女の教育レベルは見えてこないということであろう。つまり、初等教育の終了率が必要なのである。しかし、就学率は統計がとられていることが多いのに比べて、終了率はデータを見つけることが難しい。
- ② 女性の雇用機会が増えた。サービス業も含めて、紡績工場 の労働者や教員以外にも女性が仕事に就くことができ るようになった。
- ③ 生活費全体が高騰しているため、女性も仕事をせざるを得なくなったという経済的な理由もある。家族の中で、現金収入を持ってくるようになったため、家族内部の力関係に変化が生じている。

バングラデシュの2大政党の党首は女性である。独立の父と言われる初代首相を父に持つ現在の女性首相と、2代首相の妻である野党党首は、選挙により政権与党の首相または野党の党首として20年以上活躍してきた。バングラデシュで一番権力を持つ首相が女性であったことは、政治的なコミットメントとして、女性の社会進出を後押ししてきたことに大きな影響をもたらしたことも事実であろう。

「このような女性の社会進出に伴う、影響は?」との質問への回答に関しては、以下の 3 点が共通していた。

- 平均結婚年齢は上がっている。法定婚姻年齢は 18 歳だが、多くの女性(女児を含む)がそれよりは若く、いわゆる若年結婚をしていた。これが教育や雇用の機会が増えることにより、結婚が遅くなってきたことを示している。昨年、政府が法定婚姻年齢を 16 歳に引き下げる案を提示したが、これは、現実により沿うように法律を改正しようという趣旨であるが、反対も多く、現在も議論になっている。
 - * * * * ここでやはり、注意すべき点は、未だに平均の婚姻 年齢が 16 歳台 ⁸⁾ であること。現実と法律が定める年齢には
 - 1 2歳の差が存在しているのである。
- ② 離婚率が上がっている。しばらく前までは、男性からの離婚請求が大半だったが、最近は40%が女性からの請求となっている。
- ② 性暴力は昔からあったが、現代ではソーシャルメディアが普及したため、報道されることが多くなったとも言える。女性たちが自分で決められるようになったため、それが男性のエゴを刺激して、DV などに発展することも多い。女性の性の商品化も多くなっている。(これは社会進出というよりは、TV や映画の影響のほうが大きいと思われるとのこと。)

また、政治的参加の観点からは、バングラデシュ憲法で、国会議員の 20% が女性であることが決まっている点については大いに評価するべき点でもある。女性の政治参加を促進するためには、初めのうちは、このような議員の割り当て制度をとることも一つのやり方ではあると思われる。実際の女性議員の数が多くなった段階で、新たに修正を考慮すればよいと思われる。政治参加は各政党から指名される女性たちを通して国会での議論に声を届けているという見方も可能である。もちろん、実態は政党色が強く、一般女性の意見に立ちていたけでいるかについては疑問が残る。行政組織立てな性の次官や局長も多く、女性・子ども課題省という独立した省が存在し、ジェンダーの課題に取り組んでいる。現在では 350 名の国会議員のうち、選挙で当選

した女性議員 20 名に加えて、女性の割り当てが 50 名であり、計 70 名となり、20%である⁹。

女性の社会参加に関しては、この 30 年間の変化は著しく大きいことは確かである。しかし、縫製工場の事故 ¹⁰⁾ が示すように、女性の労働環境の整備など、これからのバングラデシュの課題は、量の問題から質の問題へと、取り組みの優先度をシフトいくことではないだろうか。

一方、アフリカではどのように SDGs 実施準備が進んでいるのだろうか。ザンビアでは、昨年から準備がされているようだ。2015 年 3 月から持続可能な開発目標のための技術委員会 (SDGs technical committee)が設立されている。多くの関係者がメンバーとして委員会にはいっている。

(政府・NGO・国連機関の代表)準備段階の特色としては、中央レベルでの会合に加えて、地域レベルでもの会合が開かれてきた。2014 - 2015 年の OWG、Intergovernmental negotiation には一般の人からのコメントを NY での議論に反映するプロセスがあった。しかし、現実には、SDGs はまだ一般的には知られていない。調整役としては、大蔵省がリーダーシップを発揮してきたが、2015 年 10 月からは、新しく設立された計画省が中心となっている。計画大臣は女性で、は大統領でもある。このように、ザンビアでは、大統領ではないが、副大統領という政治的にも高い地位にある人がトップに立つ計画省がまとめ役を果たそうとしている。

ジェンダーの関連では、Anti-GBV Act 2011(2011 年にできた法で、被害者のケア、警察官のトレーニング、女性の保護などを保障する法律)及び、Gender Equality and Equity Act 2016(2016 年にできたばかりの、女性の社会参加を促進し、差別・区別の解消を目指す法律)があり、法的な体制はしっかりとしている。しかし、ザンピアのジェンダーの推進(SDG5)における主な課題は、Mind-set(社会的+文化的な意識)にあり、この意識は男性にも女性にもある。差別は仕事の中だけではなく、子育ての中にもある「1)。ジェンダー担当省があり、女性大臣が試任している、社会が伝統がよコミュニティとして残っていることもあり、ザンピアは、特に、SDG 5だけでなく、SDG11(sustainable cities and communities)も同時に見ていく必要があると思われる。

女性の政治参加は、150 議席のうち、11 - 14%が女性議員である。女性議員を増やす活動は、NGO 調整委員会(NGOCC)が中心となって、女性候補の多い政党に投票しようというキャンペーンを実施した。しかし、現実には女性議員率は上がらない。例えば、ある政党が女性を立候補者とした場合、同じ選挙区に、他の政党も女性を立候補させて、女性同士で戦わせる戦略挙争定であるので、この結果がどうるかが、議論となっている。加えて、女性議員の議席を数(バングラデッシュと同様な女性議員留保数)として決める(affirmative action)項目を憲法改正時に入れる運動を 2015年に展開していたが、失敗に終わった。しかし、憲法改正には、ジェンダーの理念と言葉は入った。

ジェンダーに関連して、女子教育について重要な点がある。女性の教員を増やすことが、女児・女子の教育を受ける機会を保障することにつながる点である。イスラム教国はもちろん、ザンビアのようなキリスト教国(97%)でも同様に、女性教員の役割が大きい。その理由は、男性教員による、女児に対する性暴力やセクハラがあるので、女性教員が増えると、GBVが減る可能性が高いこと、さらに、女性教員は女児のロールモデルとなりえること、加えて、教育を受ける女児が増えると、若年結婚を防ぐことにもつながり若年妊娠出産による妊産婦死亡を減らすことにもつながることなどが期待できることである。

ザンビアにおける保健医療に関する取り組みは、SDG3 全体をユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(Universal Health Coverage (UHC))の傘の下に、ケアの向上、サービスの拡大、「財政的た機可避と保護(社会保障、特に健康保険の導入)を進めている。 MDGs の目標であった母子保健の状況が向上していないことを受けて、母子と新生児死亡削減が譲退となっている・ガンビアの保健医療分野の特徴は、公的施設によるサービスが 60%、教会関連施設が 40%となっていることであるが、保健省は教会関係施設にも物品や人的サポートを提供している 12 。このため、私立病院などの施設は少なく、概ねが公的サービス機関といってもよい状況である。

最後に、日本版 SDGs について、再度触れたい。課題の第一は、誰が音頭をとり、リーダーシップを発揮するのか、ステークホールダーの調整ができるのはだれかという、調整役である。政治的なコミットメントが求められるたられる見込みである。日本では、首相直属の機関である内閣府、内閣官房などに新たな機構が設置されるのが望ましい。第二は、内容の絞りこみである。目標やターゲットの中から、日本に特に関連するものを選択するのか。これは、本来は関連するものを選択するにスマーターゲットとの中がよることにするのかどうかは、譲論が必要になる別であるが、バングラデッシュのように表論が必要になるのかどうかは、第3月である。指標が決まるのは 2016 年 3月である。指標のを決めるのにも、十分な議論を尽くすことが期待されている。

¹⁾ 池上清子「SDGs とジェンダー」『女性たちの 21 世紀』No 84、2015 年 12 月号、40 - 43 頁。なお、本論文は、この原稿をもとにしつつ、かなり加筆したものである。全ての脚注を追加し SDGs の必要目標やターゲットを引用したこと、また、二つの項目に分けて全体構成を修正し関連する説明を詳細に記述したこと、ザンビアの事例を追加したことなど、加筆・修正したものである。

²⁾ 最終版は、以下のサイトに掲載されている。(国連文書) http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/70/1&Lang=E 和文としては、外務省のホームページに全文が仮訳として掲載されている。 http://www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/oda/files/000101402.pdf

- 前文の保健分野に関するパラに入っている。
 - 削火の保健分野に関するパラに入っている。 身体的及び精神的な健康と福祉の増進並びにすべての人々の寿命の延長のために、我々はユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)と質の高い 保 健医療へのアクセスを達成しなければならない。誰一人として取り残されてはならない。我々は、2030 年までにこのような防ぐことのできる死 をなくすことによって、新生児、子供、妊産婦の死亡を削減するために今日までに実現した進歩を加速することを約束する。家族計画、情報、 教 育を含む、性と生殖に関するサービスへの普遍的なアクセスを確保することに全力で取り組む。我々は、開発途上国においてはびこる薬剤耐性 や 対応されていない病気に関する問題への取組を含め、マラリア、HIV/ エイズ、結核、肝炎、エボラ出血熱及びその他の感染病や伝染病に対して示さ れた進歩の速度を悪いなが、 患の予防や治療に取り組む。
- 前文全体の題が、「我々の社会を変革する」である。
- 後述するジェンダーの課題に関連するため、前文から引用する。
 - 「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである。人類の潜在 「ジェンター平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである。人類の潜在力の開花と持続可能な開発の達成は、人類の半数に上る(女性)の権利と機会が否定されている間は達成することができない。女性と女児は、質の高い教育、経済的資源への公平なアクセス、また、あらゆるレベルでの政治参加、雇用、リーダーシップ、意思決定において男性と同等の機会をである。我々は、ジェンダー・ギャップを縮めるための投資を顕著に増加するために努力するとともに国、地域及びグローバルの各レベルにおいてジェンダー平等と女性の能力強化を推進する組織への支援を強化する。女性と女児に対するあらゆる形態の暴力は男性及び男子の参加も得てこれを廃絶していく。新たなアジェンダの実施において、ジェンダーの視点をシステマティックに主流化していくことは不可欠である。」2015年8月20日-9月1日のバングラデッシュ滞在中に、面談した民間シンクタンク代表(Dr. Debapriya Bhattacharya, Distinguished Fellow、Center for Policy Dialogue)のインタビュー内容および、CPD が事務局を務める SDGs に向けた委員会の会合内容から抜粋した。2015年8月20日-9月1日のバングラデッシュ滞在中に、面談した女性・こども省次官、企画庁職員、民間シンクタンク代表、NGOのBRAC職員のインタビュー内容から抜粋した。

- 8) バングラデシュ人口保健調査 2013
- 女性留保議席の決め方:
 - 憲法規定上、国会における勢力シェア(300 議席のうちの各政党の割合に応じて、女性留保議席数50 が各政党に割り振られる。手続き的には、選挙」の公示がなされて、候補者または推薦者が選挙管理委員会に立候補を提出す。ただし、実際には各政党内で人数が調整され、割り当て数以上の「立 候補」はないことから、「選 挙」が行われることはないようだ
- 10) 2015 年 8 月 20 日—9 月 1 日のバングラデッシュ滞在中に、面談した Mr. Syed Sultan Uddin Ahmmed (Assistant Executive Director, Bangladesh Institute of Labor Study) は、労働環境の不整備による事故で女性工場労働者が犠牲になることが多く、事故の経験は活かしきれていないと語った。
- 11) 2016 年 1 月 9 日 14 日のザンビア滞在中に面談した UNDP ザンビア事務所、ジェンダー担当官の Delia による。
- 12) 2016 年 1 月 9 日 14 日のザンビア滞在中に面談した Kasonde 保健大臣の説明による。

期間: 平成 27 年 12 月 22 日~平成 28 年 1 月末

【目的】

SDGs に関して、保健分野の成果測定を考えること。

【成果】

SDGs の概要を理解し、その達成度合いを測る一つの方法論として、DHS(人口保健調査)の調査法・実施体制・課題などの情報・経験を共有した。また、これらを日本語に訳してシンポジウム(2015年12月22日)に参加できなかった人への配布を計画。(国際保健医療学会、大学女性協会、人口学会など)

詳しい内容は別添(題目は、持続可能な開発目標(SDGs) と保健分野の成果測定。)

2-3.

健康関連ゴールと持続可能開発に関連したゴールの関連性 **SDGs**

(内外の市民社会組織、及び南アジア諸国と貧民層の視点から)

分担研究者:大橋 正明

【研究要旨】

MDGs 及び SDGs における保健関連ゴールについて、インドおよびバングラデシュの末端の保健医療機関がどのよう な施策を実施いるのか、それに対して主に農村部の住民がどのように行動しているのか、さらにそうした状況に対して市民社会や NGO がどのように対応しているのかを、経年的に見ることの基礎を築くことを目的に、インドのビハール州ガヤ県と西ベンガル州農村部でフィールド調査を行った。またインドの首都デリーとバングラデシュの首都ダカで、以降の調査 のための準備を行った。

【研究目的】

MDGs 及び SDGs における保健関連ゴールについて、 インドおよびバングラデシュの未端の保健医療機関が(上位政府の方針に基づき)どのような施策を実施いるのか、 またそれに対して主に農村部の住民がどのように行動しているのか、さらにそうした状況に対して市民社会や NGO がどのように対応しているのかを、経年的に見ることの基礎を築くこと。

【研究方法】

本 2015(平成 27) 年は、2000 年に始まった国連ミレニ ム開発目標(以下 MDGs)の達成年であり、またこの月に二 コーヨークで開催中の国連総会では、一部の目標が未達成だった MDGs に代わって、さらに地球環境問題を目標に加えた国連持続可能な開発目標(以下 SDGs)が採択された。両方の目標やその下位目標には、複数の保健関連の目標が含まれており、その中には早急な改善が求められているものが含 まれている。このグローバルな目標が、途上国でどのように 受け止められ、現実の政策に反映されているのか、そして現 場ではそれはどのような形で表れているのかを、貧困層や市 民社会組織 (以下 CSO) の視線で追及するのが、本研究分担 者の担当である。

今回は今後三年間にわたる本研究の最初の現場訪問であ

ることから、インドにおいて

- デリー市の識者からの聞き取り及び文献調査を通じた、 インド全体の保健政策全般_____ 1.
- 最貧のビバール州の貸困層 / 低カースト層の人々へ のインタビューを通じた医療状況 2.
- 保健関係者からの聞き取りによる、同ビハール州の州 3.
- 政府の保健行政の状況 西ベンガル州僻地の農村女性たちへのインタビュー を通じた医療及び出産状況

などを行った。これはいわば現状把握であり、今後はこの 現状のより詳細な理解(特に、2000年以降の変化)と、今 後の変化に注目した臨地調査を繰り返す予定である。

(倫理面への配慮)

村人や関係者へのインタビューに際して、研究目標に直 接関わらないプライバシーにかかわる事項の情報収集を 行わないようにした。

【研究結果】

- a. インド・ニューデリー市での調査記録
- a-1: JICA デリー事務所で上原スタッフのインタビュ
- a-2: ジャワラハル・ネルー大学 (JNU) 社会医療学の Prof. Vikas Baipai インタビュー記録
- b. 最貧のビハール州ガヤ県での調査記録
- b-1: ガヤ県ホメオパシー MD で政府職員のジャナルダ
- ンのインタビュー記録 b-2: ガヤ県 Mr. マダンの脳溢血に関するインタビュ
- b-3: ガヤ県ゴパルケラ村の Mrs. クリシュナインタビュ 一記録
- c. 西ベンガル州での調査記録
- c-1: 西ベンガル州南部河口近くの村のイスラーム教徒 の女性たちの医療行動

a-1: JICA デリー事務所で上原スタッフのインタビュー記録 日時: 平成 27 年 8 月 23 日水曜日午後 4 時 40~ 5 時 50 分場所: ニューデリー市の JICA 事務所内

記録:8月26日&9月9日大橋正明 関係:事前に中村唯企画調査員に連絡した結果すでに離任 し ており、保健担当の井本次席を紹介されアポ取り。 前に次席の都合が悪くなり、保健及び社会開発担当 者として紹介される。

○ MDGs のヘルス関係目標について

- インドでは MDGs 関係指標に独自の指標を加え たものを使っている。Institutional Delivery Rate (公的医療機関での出産率)はその一例。インドでは 医療・保健は州政府の責任事項となっており、州 政府の裁量が強い。
- 2005 年に中央政府主導により National Rural Health Mission(NRHM) が始まり、ガイドラインを作成している。州政府はガイドラインに従って主に農村部を中心にサブヘルスセンタ ー、プライマリー・ヘルス・センター、コミュニティ・ヘルスセンターを人口規模に合わせて設置 (施設の呼び名は州によって違う。) 2 次レベル以 下の公的医療機関において、特に母子保健と感染 症予防のためのプラットフォームを形成し、農村 部の妊産婦死亡率、乳幼児死亡率、感染症関連指 標の改善に取り組んできた。準看護助産師とよ ばれる ANM

(Auxiliary Nurse Midwife) の育成と各ヘルスセ

ンターへの配置や地域の女性を保健ボランティア ASHA に登用して施設分娩や予防接種率向上を促す活動なども行っている。 NRHM は州政府の財政状況によって、中央政府が予算配分をしている。

Mによっては、独自の予算をつけている。 2013 年 か ら National Urban Health Mission (NUHM) が開始した。NUHM は都市化に伴って増 加しているスラム人口や移民など、都市部の脆弱 層に対する公的医療サービスを強化することを目的としている。NUHM ガイドラインを中央政 府が作成しているが、主なシステムやアプローチ

NRHM に準じている。NRHM では母子保健と感染症に特化していたが、昨今増加傾向にある癌や生活 習慣病などの非感染症疾患(Non-Communicable Disease)についてもコミュニティーレベルでの 対策が求められており、州によっては NUHM

NCD を独自に含めているところもある。中央保健 家族福祉省は NRHM と NUHM、その他の独立したプログラム (TB やマラリアなど)を統合 して

National Health Mission としている。

- 州 レ ベ ル で は NRHM と NUHM 実 施 の た めの Mission Directorate が 作 ら れ、 Project Implementation Plan (PIP) を毎年作成し、 中央政府に提出している。
- NHM で規定されている各施設の Norm は以下 の通り。

The population Norms for setting up of public health

- Ine population Norms for setting up of public health facilities are as under:
 Sub Centre: 1 per 5,000 population in general areas and 1 per 3,000 population in difficult/tribal and hilly areas
 Primary Health Centre: 1 per 30,000 population in general areas and 1 per 20,000 population in difficult/tribal and hilly areas areas
- Community Health Centre: 1 per 1,20,000 population in general areas and 1 per 80,000 population in difficult/tribal and hilly aréas
- 中央政府はビハール、UP, チャッテイスガル、WB など 11 州を Empowered Action States と認定し、 重点的に資金割り当てをしている。

Referral System

- サブ・ヘルス・センター (SHC、) プライマリー・ヘルス・センター (PHC、) コミュニティ・ヘルス・センター (CHC、) \rightarrow Dist. 病院 \rightarrow 州中央病院が一般的。イ ンドはフリーアクセスであるため、軽い症状であっ ても 3 次病院に行く患者も多い。 PHC 以上には MD が配置されているべき。
- ドの MDのレベルは高いが、病院の管理は良くない。 PHC 以上は 365 日 24 時間体制を原則としてい るが、医師やスタッフの不足などで実態はそうなっていない。基本的に全ての公的医療施設では実費を 除いて無料。どこの施設でも緊急患者を除いて午前 いか外来診察時間となっている。3 次病院に人が 集中しがちだが、貧困者にとってはより機会。

○ UHC と医療保健

- インド政府は 12~17 年の 12 次五か年計画で、 20 年までに UHC を達成と謳う。
- 内容はWHO のUHC にあるaffordability に注目し、 医療保険が中心
- RSBY(Rastra Syasta Bima Yojna= 国家健康保険計 画) があり、全国レベルで貧困層を対象にしてい
- る。公立病院での入院治療費を後で払い戻しする。 タミル・ナードゥ州は州首相が独自に Chief Minister's Insurance Scheme を実施しており、 私

立病院での入院費も対象としている。

A RSBY の総合的資料は探してみる。保健関係の HP からリンクできるかも。

○他の主要疾患

A 結核、NCD(生活習慣病)、ハンセン病、精神疾患などは、独立したプログラムとして実施されていたが、現在は NHM の傘下で実施されている。HIV/AIDS は中央保健家族福祉省傘下の National AIDS Control Organization が独自に実施している。http://www.naco.gov.in/NACO/

○他の関係省

- A アユールベーダ、ホメオパシー及び他二つを扱う AYUSH 省が、15 年 5 or 6 月に保健省から分離 して創設された。
- M/o Sanitation & Drinking Water

○コメンテーター

グルガオンの Dr. Hira はどうか?半官半民の研究所のシニア。保健全般に詳しい。

○その他

世界銀行グループの一機関である International Finance Corporation は PPP スキームにて医療分野を支援している (例えば建物は州政府のものを使い、運営は民間に任せる等) http://www.

ifc.org/wps/wcm/connect/1fe83000407f52 6384ba94cdd0ee9c33/SectorSheets_Health. pdf?MOD=AJPERES

アポロ病院は貧困層向けのサービスを開始しており、高所得層からは一定の治療費を徴収、低所得層には無料か安価な対価で治療を行っている。

○ JICA インド事務所

- A 事業班に日本人 10 人、総務担当が日本人 7~8 人 +現地職員が 20 人弱
- インド向け資金の約 98% が円借で、無償・技 協は2%程度。
- A 保健関係は、現在無償資金協力にチェンナイにある小児病院の外来病棟新規建設と機材を支援。過去には MP のサーガル地域で母子保健の技協を実施。技プロ案件は現在無。
- 円借款でタミルナド州の都市保健事業の支援を検 討中?
- A 上原職員自身は安倍イニシアチブ、ジェンダーも 担当。

a-2: ジャワラハル・ネルー大学 (JNU) 社会医療学の Prof.

Vikas Bajpai インタビュー記録

相手: Dr. Vikas Bajpai, Assistant Professor, Centre for Social Medicine and Community Health, Jawaharlal Nehru University, New Delhi-67.

Nehru University, New Delhi-67, 日時:平成 27 年 9 月 15 日火曜日午後 4 時 10 分 ~5 時 40 分

場所: ニューデリー市 JNU キャンパス Social Science □ 三階の Bajpai 研究室

記録:9月16日大橋正明

関係: WB の Kaliyani でマオイストとの関係で投獄された 経験を持つ医師 Dr. Binayak Sen に、今回の大橋の調 査目的に沿っているからと紹介されたもの。同じ JNU 教授の Prof. Mahendra Lama の娘も、この大学 院研究科の博士課程に在籍中。

情報:彼の小さな研究室にはマルクス、レーニン、スターリン、毛沢東などが一緒のプレートが壁に飾られている。UP 出身で中産階級の親の意向で放射線科医師になったが、その後労働運動 (詳細は不明だが、恐らくインド共産党マオ派)に長らく身を投じ、数年前に大学教員になった50歳。年齢差かフィールドの差のせいでか、Vinod Rainaを知らないという。妻は AIIMS の放射線科の医師。よくしゃべる人。

○ヘルスを総合的に捉える必要性

- A 医学は、細分化された専門技術を中心にそれぞれ が孤立した存在に。
- A インド政府、例えば 05 年から始まった National Rural Health Mission (NRHM, 2013 年 に National Health Mission=NHM に変容)の概念も、 PHC を軸に MCH や施設出産など、MDGs の 目標や指標に沿ったものになっているが、人々 の多様なヘルスニーズに対応したものになってい ない。
- A 例えば PHC に AYSA が配置されたが、無給なので手当てが出る出産関係の仕事に集中する。 一方家庭にとって出産は 2~3 度しかないイベントである。
- A 学生をグジュラートの村にフィールドスタディー に連れて行き、各世帯のニードと順位を聞いてこ させた。答えは農業とか教育が上位でヘルスが上 位に来ないが、良く考えると農業や教育も、ヘス ルに関連している。

○モディー政権が進める医療の民営化

Å 今年2月に発表された Draft National Health Policy 2015 に明確に述べられているように、モディー政権はヘルスの民営化を一層進めようとしている。具体的には、公的医療保険と私立病院での治療が柱だ。

- 公的医療保険は、以前は労働省が管轄し今は厚生省に移管された Rastra Swasty Bima Yojna(RSBY, 国家健康保険計画)。これはそのスマートカード保持者は、病院で年間3万Rs.(6万円)までの医療費が保証される。この結果、病院では不要な小手術が増加した。(日本の場合は保険者がそうしたことをチェックするが、と伝えたところ)それを監視するシステムがない。
- モディー政権は Planning Commission を改組(州 首相などが参加)して、NITI(National Institution for Transforming India)を作った。そこの責任者の経済学者 Arvind Pangariya が最悪で、今でもGDPの1%以下のヘルス歳出(恐らく政府支出のこと)で世界最悪の下から五番目(その中にビルマあり)なのに、それをさらに少なくする方向。つまりヘルスを、民営の Clinical Health に矮小化
- しようとしている。

○民営化の現実

- デリーの公立病院に MRI があるが、スタッフの配 置の都合で午後 5 時まで。一方で市立病院は 24 時間のMRI サービス。公立病院がスタッフィ ングを変えるべき。
- 医療検査 (Lab-Medicine) も、ほとんどが民間の検査機関に out-sorting しており、その方向は今後も強化される。
- 妻が務める国立 AIIMS 病院でがん患者が放射線 要が務める国立 AIIMS 病院でかん患者が放射線治療を申し込んでも、治療が受けられるのは三か月先。一方高官の犬が放射線治療を優先してうけたというゴシップあり。高度な私立アポロ病院は、土地は無料、建物を政府が建てたことはほとんど知られていない。その代りベッドの三分の一は貧困層向けのはずだが?やカリニック中心で、三次医療は少なかった。全後
- インストでは一人医療的な Nursing Home やクリニック中心で、三次医療は少なかった。今後はアポロ病院のような三次医療の私立病院が増える一方、公立病院ではますます検査などを民間の 外部に丸投げするだろう。
- Â 最近デリー市内でデング熱感染の子供の治療 が
 - (恐らく金の問題で) 複数の病院での治療を断られ死亡。親も自殺した事件があった。 病院の中には、医療費を払わないと遺体を引き渡
- さないところもある。

○飢えの問題

- インドでは富裕層がダイエットに勤しむのに、世界で最大の飢餓人口が存在。平均余命も伸びてい るが、disintegrate した統計が必要。
- 最近実施された三つの調査、National Sample

Survey, Socio-economic Caste Survey on Agri. HH, 2011 Census ではどれも、人々のカロリー摂取量が減少したり、BMI 18以下の人が増えているこ とが確かめられる。

- しかしインド政府は20年間に渡って栄養状態調 査を行っていない。
- Â もちろんユニセフなどによって、小規模の調査は ある。
- その一つの The HUNGaMA (Hunger and Malnutrition) Survey Report は、11 年に全部の州で栄養不足が警告。ただ 15 年は減少としているが、サンプルサイズは小さい。
- のインフレが問題
- Â これに対して、有効な反抗ができていない

o Food Security Right

- コングレスを中心とした UPA 政権時代 (04~14 年) には首相の助言機関に NGO 活動 家も含めたNational Advisory Council があり Runger Belt のことが議論された。また最高裁で飢えや栄養のことが扱われた。しかし結局数団体/関係者だけが議論しているだけで、他者は参加でき なかった。
- その結果、月に大人一人 5[‡]」の穀物が Food Security の基準になってしまった。
- National Food Security Act (NFSA) が出来るまで、 Ms. Kauta Srivastava は「この法案は意味なし」 と主張していたが、成立後はアマルティア・セン、 Jean Dreze などとともに、「ないよりはまし」と歓 迎した。

○ Health Right Act の必要性?

- 農村貧困層に年間百日の雇用を保証する NREGA のために、農地改革への関心が薄れた。 為政者にとってどちらが安いか、一目瞭然。 07 年 に 中 央 政 府 農 村 開 発 省 が
- O/ 年 に 中 央 政 府 莀 杓 角 発 負 か 「 Unfinished Agenda of Land Reform」をだし、RBA でこの問題を考えてきたが。 Health Right が法制化されても、それに関連する政策が変わらない。そもそもインドではヘルスが政治課題化しない
- 権利の法制化より、人々のエンパワメントが必要。 Â (では人々の一層の窮乏化とその結果としての革命だけが答えか、と質問したのに対して)革命も必要だが、それだけではダス。労働動時代に日々の要求 に応えるために戦ってきた。
- それにしても、ビハールの様な所では農地改革は必要。日本・韓国・台湾は非共産圏の農地改革の 成功例。

- A 法制化より、現在の PHC などのヘルスシステムを強化していくことが重要。
- A 医科大学の同級生の 80% は海外に出ている。

○ UHC について

- A これは今年二月に出た Draft National Health Policy 2015 に明示された。 また EPW にこのSocial Medicine が批判的な寄稿 をした。
- A 政府は基本的に医療保険でこれを実現しようとしている。つまり現憲法下のイギリス型の無償医療からの方向転換。
- A しかしこの保険の必要な資源あるのか?資源に限りがあると、診療中心になる。
- Å そして医療サービスの提供者は大病院になる。

PHC は大事にされない。

例えば AP(とテレンガナー州)では

Rajib

Arogeshari というプログラムがあった。この中で 三次医療が支援されたため、三次医療施設がある 都市の富裕層の医療出費が減少し王村貧困層の それが増加した。年には人口の 1%なのに予算 の 25% が向けられた。

PHC や CHC は後退した。

○今やるべきこと

- A (UHC で方向性が変わるので憲法改正が必要ではとの質問に対して)現状の制度を強化すること、そして民営化を阻止することが必要。
- 今度も協力は惜しまない。

b. 最貧のビハール州ガヤ県

b-1: ガヤ県ホメオパシー MD で政府職員のジャナルダンのインタビュー記録

ンのインタビュー記録 日時:平成 27 年 8 月 23 日水曜日午後 4 時 ~ 5 時 場所:ビハール州ガヤ県ブッダガヤ町タイ寺院向かい のジャナルダンの診療室

記録:8月25日大橋正明

関係:バッガスクールの卒業生で大橋の助手を務めるカイラーシュと一緒に、Jeewan Deep という NGO をブッダガヤで 1998 年に創設しその中枢スタッフとして保健活動を行っている。15 年 4 月巣から大橋の要請に応じて、シャプラニールのネパール・チトワン郡の緊急救援活動に参加。同時に長年町内に自分の診察室を持ち、診療と投薬を行っている。

情報: Janardan Kumar, OBC, 40 歳前後。

o AYUSH Medical Officer について

AYUSH とは、Ayurveda, Yoga, イスラームのUnani, Siddha(Tantric), Homeopathy という五つのオルタ医療を指す。最近保健省から分かれて、

AYUSH 省が出来た。

A 本人は、今年の 7月から Rastriya Bal Swasthya Karyaaram(RBSK=National Child Health

Programme) という政府事業のバグサライ県

Shamho 郡 (プラカンド /block) の Ayush Medical

Officer として勤務開始。

- 着 月 ~ 金の勤務。郡内各村にあり、村内の全子供の 基本的情報を保持している Anganwali(保育園) を軸に、その村の子供たちを診察し、一人一人の健 康カードを作成している。
- À 診察の際に、以下の4つの D に注目: Disease by birth(生まれつきの病気)、Disease after birth, Development delay(発達障害)、Deform。
- A Growth Monitoring を行う 1~5 歳のカードと、 6~12 歳のカードは別。
- A 契約は11 か月で延長あり当初の給与は2 万 Rs. (4 万円)。ガヤ県に移動願い中。

○ガヤ県に見る政府保健医療システム

- A 人口 30 万人ほどのブッダガヤ郡に、一つの PHC があり医療も行う。郡内に 4~5 つの PHC のサブセンターが存在。
- A この PHC は最近 Community Health Center (CHC) に格上げされた。PHC よりベッド数が増え、歯科医、婦人科医、小児科医も配置。ガヤ県には24 郡ある。
- A この上がDist.(Zilla= 県) 病院。ガヤ市には①総合病院 ②出産や婦人病の女性病院、②結核、HIV, ハンセン氏病 に対応する結核病院の公立病院がある。
- 三次レベルに州立病院。

○ PHC を取り巻く最近の状況

- A 村人は一般に政府病院は役に立たない、と思っている。
- A その一つの理由は、PHC にいる医師や看護師は必要な薬しか処方しないが、バザールの薬局はもっと多くの薬を進めるので村人は安心である。
- A ASHA for Anti-natal Care という無償の女性ヘルス・ワーカーが各村に 1-2 名いて、村人とPHC を結びつける役割を果たしている。特に妊婦のPHC での出産や避妊手術を勧め、そのケースごと
 - PHC での工産や避妊手術を勧め、そのケースことに報酬が出る。 さらに PHC で出産すれば「出産証明書」が出る。
- A さらに PHC で出産すれば「出産証明書」が出る。 ASHA の上で 2~3 の村を担当する看護師も存在し、

妊婦の破傷風注射や鉄剤投与。

ASHA は、DOT プログラムで結核患者の確実な 薬剤服用も担当。

○医療保健について

(JICA 上原の言う) Rastra Shwasta Bima

(RSBY= 国民健康保険プログラム)は聞いたこと

- 一般に保険には、以下の二つがある。
- ① LIC=Life Insurance Corporation= 政府の生命保険公 社:役人や富裕層向け生命保険
- ② GIC=General Insurance Corporation= 政府の総合保 険公社
- 一GIC は、生保以外つまり車両や農業などあらゆる損害保険を扱っており、この一つのスキームとしてモディ首相が、一年 12Rs.の掛金で死亡

20 万 Rs. の事故保険を発表。

○貧困層に治療費 3 万 Rs.を保証するヘルスカード

BPL(Below Poverty Line= 貧困ライン以下の 貧困層) カード保持者には、3 年前から Health Card(健康カード)が支給され、年3万Rs.まで指定医療機関での治療費に使うこと が出来る。しかし指定機関の数は少なく、ブッダ ガヤには一か所で、全科目も揃ってない。アーシ ュラムのマダンは BPL だが、それを持っていない。 仮に持っていても、脳溢血で運び込んだバクロウ ル村のホメオパシー診療所では使えない。

b-2: ガヤ県 Mr. マダンの脳溢血に関するインタビュー記録 日時: 平成 27 年 8 月 23 日水曜日午後 3 時 ~3 時 半場所: ビハール州ガヤ県ブッダガヤ町のサマンバヤ・

アーシュラム敷地内 記録:8月25日大橋正明

関係:本人が長年牛飼いとして勤務する現地 NGO のサマン バヤ・アーシュラム設置のバッガ・スクールの卒業生。そこに 大橋が74年 10月から半年滞在しかつその後も継続

的に関わったことで、本人との関係が確立。 情報: 52 歳前後。2人の男児3人の女児の父で全員婚姻済。ブ

イヤーンという SC。

○脳溢血の発症と治療

- 15 年 4 月 15 日、アーシュラム内で行われた三女 Sobha の結婚式最中に脳溢血で倒れる。
- 周辺の人がすぐ近くのバクロウル (Bakrour) 村の アユルベーダの医師 Dr.Rabirndra Kumar Mishra の診療所に運び、経口投薬と注射の治療を受けた。そ の時点で上の血圧は280だった。
- 治療後すぐに結婚式に戻った。朦朧としていたが。

- 発症後短時間でアーユルで治療開始のため軽症で 済んだ。左半身に軽いしびれと脱力感。跳梁が 遅れたり西洋医療なら後遺症は大きかったはず。 アーユルの方が好いことは、この近所の人はみん な知っている。
- その後 3~4 か月間、蜂蜜に混ぜて朝晩服薬の必要。
- 倒れた日の治療費は 1100Rs. (2200 円)。 その
- 後は 10 日分で 900Rs.、月に3 千 Rs。 治療費は全額自己負担。保険無し、アーシュラム の支援なし。但し代わりに配偶者を夕食掛かりに Â 採用してくれている。
- アーシュラムの月給は 3900Rs. 但し食事代として 3百 Rs. 引かれる。今は無給で、配偶者の月給は より少ない。肉やダール禁止なので牛乳購入にお 金がかかる。

○以前の結核治療

バッガ・スクールに在学中結核発症。ガヤ市にあ Â るゴルパッタル政府病院にドワルコ氏が入院させ てくれた。15 日間入院。退院後一週間服薬で 終わり。

○家族の治療

- 風邪などはバザールの薬局。
- Â PHC はバラチャティ町にむかしからある。娘の出
- 産はそこで。 PHC に行くのは ORS が必要な嘔吐の場合の み。薬タダだがスタッフ不在気味であまり行か

b-3: ガヤ県ゴパルケラ村の Mrs. クリシュナインタビュ 一記録

日時: 15 年 8 月 24 日木曜日午前 11 時 ~12 時場所:ビハール州ガヤ県モハンプール郡

(Block) ゴパルケケラ村 - ~ ロ大橋 記録:8月25日大橋正

関係: 隣接するサマンバヤ・アーシュラム設置のバッガ・ス クールの卒業生。そこに大橋が 74 年 10 月から半年 滞在しかつその後も継続的に関わったことで、本人や 同じ卒業生の夫との関係が確立。

情報:55 歳前後。子供二人は成人。ブイヤーンという SC。

○村に巡回する医療班

1人の女性を含めた 4人の医者からなる政府のチームが月二回、この村を訪問する。(後で情報を総合すると、ブッダガヤにあるフランス人 のチベット僧がトップの NGO あるいは民間医療機関Sechen Clinic が政府を支援し、毎回三人 のパラメディックスを送っている可能性が高いことが判明。恐らく MD は政府の1人のみ)

- 場所は、クリシュナ自宅のアンガンワリー。本人はそこで長年保母を務め、この村の子供の情報を保持している。時間は朝 10 時から 16 時。
- 2008 年から継続。このチームは他の 5 つ の村も毎週訪問。
- 初回の登録時に、10歳以下の子供は5ルピー、

60 歳以下の大人は25Rs.が必要。老人は無料。

- ブッダガヤで生産された医薬品が無償で提供 Â される。バザールから購入しないように求めら れる。
- 全科目を見てくれる。歯痛の場合歯痛止め。

○クリシュナ本人の今の病気と治療

- 10 間ほど、熱がある。時期が合わず、上記の医 療班の世話になっていない。
- バザールの医者 (MD ではなく、薬屋かホ メオパシーなどの医師と思われる) 三軒か ら投薬してもらったが快癒しない。最初
- の店で80Rs.、次が70Rs.、最級が140Rs。 (居合わせた同じ村の同じSC の 60 才程の Mr. Nanhak Mandal) 月二回だと便利でないの で、通常の病気はバザールの薬屋で治療を受け る。

○モハンプールの PHC の利用

- 軽い病気ならバザールで済ませる。
- 急病、結核、婦人病、家族計画(手術を受けると 800Rs . 貰える)だと PHC に行く。 モハンプールまで $6 \sim 7^{+}$... 乗り合わせのテンポ Â
- とバスを使う。政府病院があるより大きなバラチ ヤティ町までも同様な距離。
- 重篤だと自分で判断して県都ガヤ市あるいは州 都パトナ市の病院に行く。但しそこでは自分の医 薬品を購入する必要があるので、自分自身は重篤 でも行くつもりがない。

o PHC について

- 存在は、93年にアンガンワリーを始めてすぐ Â
- に知った。しかし設備や薬は何もなかった。 今の PHC には、MD、24 時間出産サービス、 主要な薬の配給、血液や尿の検査ができる。
- Â しかしレントゲンはない
- Â 登録時に 1Rs. を払うだけ。

○脳溢血の場合

- モハンプールの PHC に連れて行く。そこから バラハティ町の病院に紹介される。しかし政府病 院は無視されがちなので、金はかかるがサービス の良い市立病院が好き。
- (同窓のマダンのように) アーユルベーダの診療所に連れて行くことはしない。

○本人の BPL カード

BPL カードを持っているので、3 万 Rs . まで指定病院で治療を受けられる Swast/Health Card があるが使っていない。「もう切れている」とも言 ががた。(上のカーストの)ヤダブやカハールの 人たちが多く使っている。

○村の医療状況の変化

子供の頃はバッガスクールに医療班が来たので何 の心配もなかった。今は良くなっている。

○村の世帯構成

バラモン / ティワリ 1 世帯、ヤダブ 6~7 世帯、 カハール 90 世帯、パーシー6 世帯、チャマール / ラビダーシー15 世帯、ブイヤーン 160 世帯、 ロハール/鍛冶屋1世帯。

○伝統医療の利用

- 英国 / 外国医療で快癒するで、自分は使わない
- アーユルベーダの医師が週一回、同じ村の小学校で巡回診療に来ている。学校の位置から、周辺の(牛飼いで OBC の)ヤダブカーストの人や周辺村の人が受診。(この後そこを訪問。チベット仏教を信奉するの米人のNGO がアーユルの医師、PT、変別的などのチームを派遣していた。 薬剤師などのチームを派遣していた)

○予防注射

- アンガンワリーに村の全子供の記録があり、そこ Â で実施。
- Rastra Bal Swathaya Karyakaram(RBSK) は、聞い たことがない。

○村の疾病状況

- Â 結核患者は多く死んで少なくなった。レプロは 2 人居たが死去で今はなし。エイズもなし。
- 虫歯は村で治療。抜歯はガヤ市に行く。

c. 西ベンガル州

c-1: 西ベンガル州南部河口近くの村のイスラーム教徒の 女性たちの医療行動

日時: 平成 27 年 8 月 30 日日曜日午後 12 時 45 分 ~14 時場所:西ベンガル州南 24 パルグナ県 Namkhana 郡

(block),

Mousumi 行政村,Baliara 村記録:9 月 10 日大橋正明 関係:Kallol Ghosh が リー ダー の 現 地 NGO の Human Development Ctr のプロジェクトの一つである巡回医療の船が回る対岸の Mousumi 島に、90 分 ほどかけてその船で渡り、島の中心部まで歩き、そこの民家に集合してくれた 15~20 人ほどのイスラーム教徒の中年女性たちにインタビューした。

教徒の中午女性だらにインクにユーした。 情報: 女性だちば当初十数人。私たちが来たことを聞きつけ、一か月ほど前の堤が対象で水没した道などを超えてさらに十人ほどが次第に集合。ただしゃべる人は一部のリーダーと、居合わせた男性 Sheik Abudul Mabad(リキシャ引き、8 年生)に限られ

○出産

- 現在出産の 8 割は、川を渡るので自宅から 5~6 時間ほど掛かる Dwariknagar の公立病院で、そこは出産前から入院できるので便利。この傾向は四年
- ほど前から。(実際は自宅で6割 病別は4 割程度) そこに助産師や MD がいるが、帝王切開など緊急 対応は、さらに遠い Kakdwip の Sub-division の病
- Â 病院で出産すると、費用が無料なだけでなく、 1000Rs.(2000 円) が貰える。ASHA ももらえ
- ずはずだが詳細は知らない。病院で出産すると、そこから出産証明書が貰える。自宅出産だと、行政村から入手する必要がある。
- Â 20% 程度 (実際は 6 割)だが、健康なら自宅

TBA 立会いの出産も。

- ASHA は 10 年ほど前から四人いる。 Tolly(Para) に一人なので、この行政村には 16 Â 人オン ASHA がいる。
- TBA(DAI) は、政府がトレーニングしたが大した 内容ではない。

○初期治療

- 村には 30 年前から PHC があり MD もいたが、 混乱があって 7~8 年前から閉めている。 この Balira 村には村の医師が 5~7 名いるが、訓
- 練だけで正規の MBBS ではない。きずの縫合をするが上手くない。この他にホメオパシーの医師 2 人がいる。
- 梗塞の場合ホメオは役立たない。病院に連れてい

- 病院は出産と同じ Dariknagar 病院。 はBlock(郡)PHCである。そこまで川を渡るのに90分、さらに6キロ程で90分の合計三時間以 上掛かる。
- そこでベッド、食事、生理食塩水は無料だが、医 薬品は購入する必要あり。

○予防注射

- Nurse センターと呼ばれる看護士が週一回四時間 Â だけ来る PHC のサブセンターで受ける。
- ASHA が、乳幼児の接種時期を教えてくれる。母子とも接種受ける。(注射、特にポリオを不妊と 疑うムスリムがいる
- このセンターには訪れる母子全員のヘルスカード
- があり、かつ幼児の体重測定なども行う。 この村には Anganwari(保育所?) が一つあり、朝7 ~ 9 時、20~30 人の子供を預かるが、(ビハール州 のように)ASYA や予防接種には関わっていない。 Anganwari はキチュリーセンターと呼ばれ、週 6
- 日 100 人ほどの母子が昼に雑炊を食べに行く(恐 らく妊娠中及び五歳以下の母子、) 実際は質が低 く、それほど来ない。
- CDPO for Block が、予算限りで、質よくない。

○疾病状況

- 梗塞、下痢、ガンが多い。(TB も今も多い)
- 下痢の場合、村の医師から ORS。それでダメなら病院へ。子供も老人も罹患。 村の医師は抗生物質を販売しているが質悪く値段
- ... が高い。
- TB やレプロは少しある(トラウマのせいか、 多くを語らず。)
- 皮膚の白線病も多い。このせいで離婚された妻も いる。MD の治療が必要。
- 婦人病は、村のホメオや医師は対応できず、

Kakdwip のSub-Division 病院で対応だが、大変遠い。

○公立病院の状況

- 治療は受けられるが待ち時間が長く、診断は短時 Â 間。薬も外からの購入が必要。
- 間。乗らがからの購入が必要。 外来で行くと、ほぼ全員の患者がその医師の個人 クリニックで受信するように言われる。 個人クリニックは、診療─回2百Rs.(4百円)。こ
- の他に薬購入が必要。有名な MD だともっと高い。

○十年前の状況

大きくは変わらないが、予防注射はヘスルカード はなかった.

À ただしマラリアの薬が 外部から来るようになったÂ 10 年ほど前から洪水が 毎年来るようになった。

○村の状況

- 2 千世帯、1~1.2 万人。
- ヒンドゥー 60%、ムスリム 40%。
- À 日雇い労働の賃金は一日 250Rs。

飲み水は手押しポンプ。トイレはある

分担報告者:髙橋 華生子

1. はじめに

SDGs)の合意がなされた。SDGs は2000 年に採択された「国連ミレニアム開発目標(以下、MDGs)の後継にあたるものであり、今後 15 年間の道標となる国際的な取り組みである。その MDGs から SDGs への移行のなかで、新たに盛り込まれた要素の一つが、これからの都市のあり方を見つめる「ゴール 11」である。MDGs ではさほど重要視されていなかった「都市」が注目を集めている背景には、世界の居住パターンが農村から都市化(アーバニゼーション)が未曽市のレベルで進行している現象が指摘できる。つまり、都市への人口の流入と資源の集積が加速する現代においては、「都市をいかにマネージするか」という課題を上位目標に据えることが不可欠なのである。

本報告書では SDGs のゴール 11 に焦点をあて、その現代的な意味と実施にかかる課題を考察していく。文献調査に加えて、国連関連の会議 ¹⁾ で得られた知見を整理しながら、

ゴール 11 の策定と実現にかかる論点を精査していく。

2. 都市に特化した開発ゴールの意義

近年、開発援助の協議のなかで、都市を強調する方向性が示されるようになってきている。その主たる要因として、SDGsの策定プロセスでも唱えられてきた点が都市化の進展である。2014年のデータによれば、世界の都市化率は

1950 年に 30%であったが、2014 年には 54%にまで 上昇しており、2050 年には 66%に達すると予測されている (UN

DESA、2014。) ここで注視すべきは、現代の都市化の急進が途上国によって引き起こされている事実である。1975 年から 2000 年までの都市人口の増加率を見ると、先進国は

0.9%と微増であるのに対し、途上国では 3.6%を記録しており、この傾向はさらに加速しながら強まっていくとされる (新田目、2010。)

そうした変化にともなって、途上国における貧困の問題

も、都市での度合いが高まりつつある。たとえば、都市部のスラム居住者の割合をみると、MDGs のターゲット 7.D で掲げられたこともあり、2000 年から 2010 年までに39.3%から 32.7%へと低下しており、一定の成果をもたらしていると見受けられる。しかしながら、スラムに居住する総人口の実数に目を向けると、同時期の間に 7 億 6,700 万人から8 億 2,800 万人に増加しており、都市化の勢いが MDGs の取り組みを凌駕している現状が浮き彫りとなる

(United Nations, 2011_o)

都市化が開発に与えるもう 1 つのインパクトは、特定の都市への人口集中が加速している傾向である。とくに重要なポイントは、人口 1,000 万人以上の巨大都市(以下、メガシティ)と、それに続く 500 万人から 1,000 万人規模の都市が台頭している点である。1990 年のメガシティの数は10 都市に過ぎなかったが、2014 年には28 都市にまで

増加しており、SDGs の達成期限である 2030 年には 41 都市にまで拡大すると予想されている。500 万人から 1,000 万人規模の大都市も同様の傾向を辿っており、1990 年の

21 都市から 2014 年には 43 都市、そして 2030 年までに 63 都市にまで膨れ上がると見込まれている (UN DESA、 2014。) こうした動向がアジア・アフリカ地域で著しいことを踏まえると、都市を志向する居住パターンが途上国世界においても強化されていくと判断できる。

以上に述べた都市化の現象は、その速度が急激であるがゆえ、さまざまな歪みを生んでいる。代表的な問題を列挙すると、(1)住宅の供給不足から、スラムやホームレスが増加する、(2)インフラの整っていない過密状態の地域が拡がり、災害時の被害が甚大となる、(3)公共サービスを享受できず、職にもあぶれた貧困層が拡大する、(4)人口集中によって犯罪やテロの発生が高まり、治安の悪化や地域環境の荒廃が進む、(5)郊外への乱開発が進むことで、スプロール現象が促される、(6)自動車や工場の急増と規制の弱さから、大気汚染や交通渋滞が発生する、(7)廃棄物や下水の処理が十分でないことから、水や土壌の汚染が悪化するなどが挙げられる。

¹⁾ 具体的には、2015 年 9 月の国連総会時に開催された 2 つのサイドイベント(ニュースクールでおこなわれた「Safer Cities」と国連ハビタットが主催した「One Billion Slum Dwellers、) そして 2016 年 3 月に実施された国連ハビタットのテーマ会議「Financing Urban Development」での議論を取り上げる。

これらの点が示唆していることは、問題の本質が都市化 そのものにあるのではなく、都市化に対応できていない都市 のあり方にかかっている点であろう。つまり、都市の制度や キャパシティが現状に見合っていないことから様々な歪みが 生まれてしまい、住民の生活を脅かす問題が山積してしまい。 住民の生活を脅かす問題が山積してしまい。 (以下、国連ハビタット)の事務局長であるJoan Clos は、 都市化はリスクではなく、チャンスであると強調している。 民な育原動力である、とは、都開発アジェンダを見直す契機に の発言が意味することは、都開発アジェンダを見直す契機に の住環境を改善することによって、潜在的な労働人口が開発され の住環境を改善することによって、潜在的な労働人口が開発され ることや、新たなイノベーションを生み出す可能性を掘り の住環境を改善することによって、潜在的な労働人口が開発され ることができるのである。ここで発見される点とは、「いかに都市化を抑えるか」という従来の開発論から、「いかに都市化を活 用するのか」というだ来の開発さいることで食いい が表わち、農村や地長に制限をかけるという考え方に変化が 訪れているといえよう。

3. 都市を単位とする開発の課題

ゴール 11 の最大の特徴は、当然のことながら「都市」が単位として設定されている点である。MDGs やSDGs といった国際的なアジェンダは、国を単位として合意されるものであるが、ゴール 11 の舞台は都市や地域であり、地方自治体が実施主体となる場合が想定される。つまり、ある都市の開発が国家レベルでの事業として一般的に認識されるとしても、実質的な主導アクターは地方自治体であることを念頭におかなければならない。この点を反映させて考えると、地方自治体のキャパシティ・ビルディングがゴール

11 の上位課題であると仮定できよう。

その上位課題から詳細をひも解いていくと、とりわけ途上国の政府が直面する最大の障壁は財政の問題である。ゴール11は都市の構造を物理的な側面から大きく改良することで、都市環境の安全性や公平性、持続可能性などを担保していく狙いがある。ゴール 11はさまざまな要素から構成される複合的なゴールであり、公共交通機関、公営住宅、電機・上下水道、衛生・医療施設といったサービスの提供に加えて、災害に強く、環境負荷の低い都市デザインの実現までを網羅のている。それゆえに、これらをあまねく整えるには、既そのインフラの改善のみならず、新規のインフラの改善のみならず、新規のインフラの改善のみならず、新規のインフラの改善のみならず、新規のインフラの改善のみならず、新規のインフラの改善のみならず、新規のインフラの改善のみならず、新規のインフラを設め必要とより、実現にかかる費用は途方もない金額となる。多くのゴール11のビジョンを実現させるには、地方レベルにおける資金調達力の向上が急務となる。

その要点に留意したうえで、一連のイベントや会議で論

じられていた財政案は以下になる。第 1 の方策は租税改革である。世界的な地方分権の潮流を受けて、中央集権体制からの転換が図られており、地方政府の権限が強化される傾向にあるが、財政の面から見ると、地方の歳入の自治(fiscal autonomy)は脆弱な状態にある。そうした財政難を克服するためには、独自の税収を確保する必要がある。具体には、財産税(property tax、)固定資産税(real estate tax、)企業関連の税などの見直しと強化が挙げられている。財産税を対しては、富裕層への課税を拡げることで、その増収分を公共開発に再分配する目的がある。固定資産税については、企業的ら同時に開発も進めていくことを想定している。企業でなく、企業が地域や土地に投資することで問定資産税の外互を促す狙いもある。近年、主にアフリカ地域において、外国を促す狙いもある。近年、主にアフリカ地域において、外国でよる土地収奪(land grab)が大きな社会問題になっているが、外国企業との借地契約などからも適切な税収を得られるように租税体制を固めていく必要がある。

次に挙げる第 2 の方策は、民間資本の活用である。民間資本をいかに引き込むかというテーマは、開発資金会議の主な論点であり、SDGs が掲げる「マルチステークホルダーのパートナーシップ」の要でもある。民間資本の導入に関して、一般的に知られているアプローチは、「官民パートナーシップ(public private partnership、以下 PPP)と呼ばれるものである。端的にいえば、PPP とは公的機関が民間企業が関わるものである。端的にいえば、PPP とは公的機関が民間企業が関わる財発のあり方は、途上国政府が抱えるリソース(資金や資材、技術など)の問題をクリアーにするものであり、

SDGs の鍵を握るものとして位置づけられている。

そして第3の方策は、地方自治体を対象にした国際的な援助や融資の拡充である。とくに、マルチラテラル機関から地方自治体に供与される支援スキームの充実が提起されている。これまでも地方レベルでの事業にマルチラテラルの援助が投入されてきたが、その援助の流れは中央政府を経て地方自治体に落とされることも珍しくない。それゆえに、地方で使われるとしても、国に対する債務や融資に含められることがあり、結果として地方の裁量で支援を関するる所性が低くなことを取見され、融資の一貫性や整合性の欠如から重複や無駄が生じてしまうことも問題視されている。地方自治体が核となるゴール11の実現には、こうした従来の援助慣行を見直す必要がある。

以上の第2と第3の方策は、首座都市に次ぐ第2・第3の都市をどう扱うかという問いにつながっている。上述したように局所集中型の都市化が加速するなか、首座都市は過密の一途を辿り、飽和状態にあるといえる。首座都市へ

の過度な集積を防ぎ、持続可能な都市のあり方を国や地域全体で作り上げるためには、第 2・第 3 の都市の開発が争点となる。しかしながら、首座都市が突出して台頭する構図は、グローバル化とともに強化されつつあり、首座都市以外の自治体が民間企業や援助機関からの投資・融資を引き入れることは厳しさを増している。このような状況を念頭に入れることは厳しさを増している。同じ温度で論じるのではなく、第 2・第 3 の都市への対応を意識しながら検討しなければならない。

ここまでに財政にかかる 3 つの方策について整理したが、そうした具体的なアプローチを実現させるには、アカウンタブルな統治体制を成立させること、すなわち「ガバナンス」を安定させることが大前提となる。そして、このガバナンスの構築こそが、SDGs 全体の基調となる目標なのである。前述の議論に合わせながら述べると、融資の対象になるには、その融資を適切かつ有効に使用・配分する「受け皿」としての体制が必須となる。

こなる。 さらには、税制改革を機能させるうえでも、ガバナンスの 意義を強調することができる。多くの途上国においては、住民や法人などの登録が未完全であり、インフォーマルな経路を駆使した税逃れなどが横行しているが、そういった行奪に対する処罰が徹底されずにいる。外国企業による土地収奪に関しても、統治体制と税システムが確立していない、ガバナンスの弱い国ぐにがターゲットになっていると報告されている(Oxfam, 2013。)つまり、課税と徴収を公正かつ効率的に実施・管理するには、それらを厳密にマネジメントするガバナンスが不可欠なのである。

そして、第3の民間資本の活用についても、同様のロジックが正当化されうる。現在、あらゆる開発の分野において、民間資本の導入が謳われているが、企業が関与するか否かは、その候補地域のガバナンスの成熟度にかかっている。とくに巨額の投資が求められるインフラ建設になると、相手先の政策や政情が安定しているかどうか、関係諸機関の間で調整がとれているかなどが大きな判断材料となる。現にタイでは、政策の変更や政治家の介入などが PPP 関係の事業実施を大きく妨げている(花岡、2010。)要するに、

PPP を結実させるには、ガバナンスの発展と定着が所与の条件であるといえる。しかし、実際には、PPP が必要なところはガバナンスに問題があり、PPP が成立しにくいというパラドクスを抱えている。そうした「ガバナンスありき」の思考パターンに則っていくと、ガバナンスの構築に対する国際的な援助を受給できない限り、具体的な開発事業に着手できないというジレンマに陥ってしまうのである。

以上に述べた財政とガバナンスに加えて、人的資源の問題 もキャパシティ・ビルディングの課題として論じられている。 なかでも繰り返し力説されている点は、都市計画にかかる専 門家の不備、すなわちアーバン・プランナーの人材不足の問 題である。これはとくに途上国において顕著な 問題である。ゴール 11 に関係する会議にも、都市計画の専門家が列席しているが、その多くが欧米からの参加者である。たとえば、国連ハビタットが主催したスラム関係のイベントには、アフリカ諸国からのパネリストが広く登壇しているが、かれらの多くは政府機関の官僚であり、都市計画の実務者や研究者とは異なる。そのため、政策レベルのマクロな方法論、あるいは国際機関などが提唱する現場でのミクロな方法倫向が否めない。しかしながら、ゴール 11 を実現させる画のテク人のようにとミクロの両極の間、どのように建元していくのかったとえば、といるよりに選売しているまり、ツクが重要である。たとえば、どのようにに還元して、ツクが重要である。たとえば、どのようににプロレーン、カリ大会のである。を考えているよりには、政策が描くビジョンナーの存在が不可欠なのである。

また、前述した財政の課題にも人材の問題は関係している。花井(2010)が言及しているように、租税改革を実施するうえでも、新たな制度を適切かつ公正に運用できる人材が必要である。さらには、民間企業や国際機関との折衝や交渉をおこなうためにも、それに必要なスキルと知識、コネクションなどを有した人材が欠かせない。これらの点は、キャパシティ・ビルディングには体制や制度の構築だけでなく、それらを実質的に駆動させる人材が不可欠であることを改めて育成には相当の時間を費やさなければならず、15年というSDGsの期間設定がいかにチャレンジングであるかを暗示している。

最後に、イベントや会議への参加から観察されたその他の課題についてまとめておく。第 1 に指摘できる点は、関心の低さである。MDGs のなかでも都市に的を絞った項目はほとんどなく、唯一、投影されたポイントもスラムに関するものであった。こうした点も影響してか、SDGs 採択の国連総会時に開催されたサイドイベントでもゴール 11 関連のものは数が少なかった。国連ハビタットが主催した「One Billion Slum Dwellers」が最大規模のイベントとして期待されていたが、蓋を開けてみれば参加者は合計しても 50 名にも満たず、関係者ばかりの会場は閑散としていた。この状況は、スラムや住環境開発といったイシューの現在の立ちに置を象徴しているといえるが、それにしてもゴール 11 へのパブリック・アテンションは相対的にみて低いといわざるを得ない。

第 2 の所見は、ゴール 11 内での一体感の欠如である。 上記に挙げた「One Billion Slum Dwellers」とニュースクール で開催された「Safer Cities」には両方とも国連ハビタット が関与しており、ゴール 11 を扱うイベントであったが、

「One Billion Slum Dwellers」が途上国政府からの出席者が

メインであり、国レベルの政策と国連ハビタットが進める現場プログラムの話であったのに対し、「Safer Cities」には先進国からの都市計画の専門家や研究者が多く集っており、都市計画に関するテクニカルな質疑応答が繰り広げられていた。双方の議論ともゴール 11 の発展には欠かせない内容であったが、問題は両方のイベントに参加した人がほぼ皆無であった点である。こうしたイベントにも、前述した官僚とアーバン・ブランナーの分断が目されており、両者をつなぐ議論の形成が課題として掲げられる。

最後の点は表象の問題である。足を運んだイベントや会議では、パネリストやプレゼンター、コメンテーターのほとんどが中年の男性で占められており、その多くが政府組織や国際機関の職員・研究員、学会の有識者などであった。女性は数名に過ぎず、青少年を含む若年層に至ってはゼロに近い。それに加えて、企業や市民を取り込む重要性を叫びながらも、民間セクターや非営利セクターからは登壇者だけでなく参加者でさえも少数であった。この状態が続けば、民間企業の関心を惹きつけられないばかりか、多くの都市住民の声が反映されない、偏った都市像が独り歩きしてしまうだろう。

グローバル化や都市化の波のなか、途上国の都市といえども今後さらなる住民の多様化が予想される。持続可能な都市とは、子どもや若者、ジェンダー、障がい者、移民・難民など、さまざまな人びとの利害を調整し、かれらを収容する場でなければならない。そのビジョンを実現するためにも、都市を構成する人びとを正確に表象するプロセス

を作りあげていくことが求められている。

4. おわりに

ゴール 11 の成立は確かに評価に値する前進ではあるが、本報告書で概観してきたように、その実現にはかずかずの課題と困難が指摘されている。列挙した課題のなかでも、とくに注目したいのが民間企業の関与である。ゴール 11 が描く都市構造の再編は、インフラの整備や土地利用の転換などから成り立つものであり、そこではデベロッパーやゼネコンといった民間企業の参入が重要となる。1980 年代以降、「小さな政府、大きな市場」に世界でも企業を呼び込む高運が発していくなか、国際開発の世界でも企業を呼び込気運が発していくなか、国際開発の世界でも企業を呼び込気に沿った活動を見せており、PPP の発展もこうした背景に端を発している。しかしながら、営利目的の企業が公益に沿った活動をするとは限らない。その点を考慮に入れるとSDGs が掲げる「マルチステークホルダーのパートナーシップ」を現実のものにするのは、開発における市場原理の問題に挑まざるを得ない。

確かに、厳しい見方も多く出されてはいるが、SDGs はまだ立ち上がったばかりであり、具体的なインディケーターの確定もこれからである。とくにゴール 11 に関しては、今年の 10 月に、20 年ぶりに開催される Habitat III が控えている。Habitat III へのプロセスを通じて、ゴール内の整合性や、実施可能なアプローチに関する詳細が議論され、実現に向けた準備が積み重ねられていくと期待される。

【参考文献】

Oxfam (2013), "Poor Governance, Good Business," Oxfam Media Briefing, Available: http://grow.oxfam.jp/wordpress/wp-content/uploads/poor-governance-good-business-oxfam-mb070213.pdf(2016 年 2 月 20 日アクセス).

United Nations (2011), The Millenium Development Goals Report 2011, United Nations, New York, USA.

United Nations Department of Economic Social Affairs (UN DESA) (2014), World Urbanization Prospects 2014, United Nations, New York, USA.

新田目夏実(2010)アジア都市の現在 - グローバル化と都市経済、コミュニティ、文化の変容」、『日本都市社会学会年報282.53-63。

花井清人(2010)第一章 開発途上国における課税とガバナンス - ベトナムの税制改革に残された課題 - 」、『開発途上国における財政運営上のガバナンスの問題』(小山田和彦編、)JETRO調査研究報告書、p.1-25。

花岡伸也 (2010) アジア大都市における交通社会資本への BOT 手法適用事例の比較分析」、『土木学会論文集 F4 (建設マネジメント) 特集号』、第66 号第 1 巻、p.285-295。

厚生労働科学研究費補助金

地球規模課保健題解決推進のための行政施策に関する研究事業 ポスト国連ミレニアム開発目標における保健関連及び その他目標の採択過程、実施体制の目標間の関連性の研究

平成 27 年度 研究報告

書研究代表者 村上 仁 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 国際医療協力局 平成 28 (2016)年3月

研究成果の刊行に関する一覧表レイアウト

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書	籍	名	出版社名	出版地	出版年	ページ
	特になし								

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
	特になし				